

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和4年3月10日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第1委員会室

○出席委員 6名

1 番	鈴木 絢子 君	2 番	長 沢 正 君
3 番	杉 本 憲也 君	4 番	中 島 弘道 君
5 番	佐 藤 龍彦 君	6 番	田久保 眞紀 君

○出席議員 3名

議 長	宮 崎 雅 薫 君	議 員	重 岡 秀 子 君
議 員	井 戸 清 司 君		

○説明のため出席した者 11名

健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課長	稲 葉 祐 人 君
同 高 齢 者 福 祉 課 長	齋 藤 修 君
同 子 育 て 支 援 課 長	石 井 弘 樹 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
教 育 長	高 橋 雄 幸 君
教育委員会事務局教育部長	岸 弘 美 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	相 澤 和 夫 君
同 教 育 指 導 課 長	多 田 真由美 君
同 幼 児 教 育 課 長	稲 葉 育 子 君
同 生 涯 学 習 課 長	杉 山 宏 生 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長	富 士 一 成	係 長	鈴 木 綾 子
主 事	福 王 雅 士		

○会議に付した事件

- 1 市議第35号 伊東市祝金条例の一部を改正する条例
- 2 市議第52号 令和4年度伊東市介護保険事業特別会計予算
- 3 市議第54号 令和4年度伊東市病院事業会計予算
- 4 市議第47号 令和4年度伊東市一般会計予算歳出所管部分
- 5 令和4年度における常任福祉文教委員会所管事務調査の継続調査について

○会議の経過概要

○委員長（中島弘道君）ただいまから常任福祉文教委員会を開会する。

○委員長（中島弘道君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようにお願いします。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、何ページの何の事業についてなどの一言を添えていただくよう、協力をお願いします。

○委員長（中島弘道君）日程第1、市議第35号 伊東市祝金条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○1番（鈴木絢子君）何点か質疑する。すばらしい政策だと思うが、節目となる小学校及び中学校入学時の祝金ということであるが、高校に入るときもかなり負担がかかるなども伺う中、高校以降の節目を入れなかった理由を教えてほしい。施行は4月1日であるが、今年の4月に入学する児童等は対象になるか。中学に入ると市外に通われる方もいるかと思うが、例えば市外の寮とかに入り、住民票が伊東にある場合は対象になるのか。住民票の有無での対象かどうか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）高校を入れなかったのは、義務教育の小学校、中学校を対象とした。高校以降は今後検討していきたい。令和4年度の事業になるので、令和4年に、小学校、中学校に入学する方以降が対象となる。市外に通われるような対象者の方も、もちろん、学習、スポーツで市外の学校に入学される方もいると思うが、住民票があれば対象となるし、親は伊東市にいるが、子供だけ寮に入っているような場合も対象と考える。

○3番（杉本憲也君）参考書3ページ、目的に関して伺う。経済対策として、参考書2ページの「子育て支援の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る」が改正の趣旨であるが、3ページの目的を見れば「市民の誕生、長寿等に対し祝金を贈り、次代を担う子の健やかな成長を担う」とある。今回、第1条の目的から議案参考書2ページに載っている「子育て支援の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る」という目的をどうやって導き出すのか、理屈を教えてほしい。

○健康福祉部長（松下義己君）昨日答弁したが、そもそも入学祝金は純粋に子供の成長を祝うた

めつくった。経済対策という言葉は消費喚起みたいな形をイメージすると思うが、貯金する方もいるし、用途を特定しているものではない。経済対策という意味合いはそれほどないので、主たる目的としては経済対策を目的としたものではないと議場で答弁した。この時期に現金給付みたいなものをやるとなれば、やはり当然何らかの経済的な負担の軽減につながるし、その他現金で給付していない事業でも全てそういう形でやれば、目的としてそこには書いていないが、当然、経済的な負担の軽減につながるものだと思う。全てそういう形なので、今回つくるに当たっては純粋に子供の成長を祝うためにつくっている。このタイミングで給付することで、恐らく子育て支援の充実につながるし、コロナ禍でかなり経済的な負担を強いられている中では経済的な負担の軽減にもつながる効果を考えて、今回条例改正をしている。

- **3番** (杉本憲也君) 祝うということで聞き方を変えれば、今回の入学祝金は誰に対してお祝いをするものなのか。その子供自身なのか、それとも親に対してなのか。
- **子育て支援課長** (石井弘樹君) 祝金は、基本的には子供がいることが大前提になるので、基本子供のために使ってほしいと考えているが、対象となる子供は未成年でもあり、手続上のこともあるので、対象者として子供を監護する保護者と設定した。
- **3番** (杉本憲也君) 長寿祝金と一緒に、入学される方に対しておめでとうという雰囲気です。ただ、子供については、大人と違って申請する能力がないので、代わりに面倒を見ている人が行うというスタイルで第3条第1項ができていたような理屈になると思うが、そうしたときに、親に対してではなく、子供に対してだよと言うのであれば「監護している者」を実態に即して広く認める必要がある。直接子供のために使ってもらおうということから考えるのであれば、具体的にどういった方が対象になるのか。法律上の監護権者に限るのか、子の面倒を見ていれば血縁関係がなくても同居していればオーケーなのか、施設にいる子に対しては施設職員でもオーケーなのか。「子を監護している者」というのはどういう範囲なのか。
- **子育て支援課長** (石井弘樹君) 監護している者の対象者は、基本的には両親等を想定しているが、入学祝金は、誕生祝金と違い、一定の生活を一緒にしている子供が対象となる。さらに、本市には児童養護施設も設置されているので、例えば施設入所をされている方はその施設長が申請を行い、実際に監護している方に対し支給したいと考えている。
- **3番** (杉本憲也君) 実際に子供に行き届くようにということであるが、申請をしてきた方に対するチェックとして、本当に子供と一緒にいるのか、例えばDVの父親が申請してきたとか、そういった方には支給されないような工夫、取組はどのようなことを考えているか。
- **子育て支援課長** (石井弘樹君) 施設入所においては一定の児童等に対応しているので、その辺の住民登録要件なども確認する。ただ、昨日の本会議で質疑があった、なかなか表に表れない部分、把握し切れない部分もあるので、仮に相談を受けた場合、臨機応変に対応する。申請期

間は1年間と考えているが、昨日のスケジュール的な話、早ければ5月末までに支給する旨も話したが、ある程度申請期間を設けているので、速やかに申請していただくような対応を取りたい。

○3番（杉本憲也君）答弁で申請期限の話があったので伺いたい。長寿祝金と入学祝金と誕生祝金があって、長寿祝金は恐らく自動的に支払われる。本来は祝う側が祝われる側に自主的に渡すものだと思う。誕生祝金と入学祝金だけ、自分のことを祝ってくださいという意味での申請を受け付け、支給するやり方を取る。しかも、申請期限が決められている。入学祝金なら入学式のときに渡したり、出生届を出してきたときにその場で誕生祝金をお渡しするというやり方もあったと思う。今回の入学祝金と誕生祝金だけ申請方式にして、長寿祝金だけ自動的に渡すのは不公平感というか、若い世代には手間をかけさせているのかと思わせるような仕組みになってしまった理由は何か。

○子育て支援課長（石井弘樹君）まず、長寿祝金と誕生祝金、入学祝金の支給の仕方の違いは、長寿祝金は見守りの際に手渡ししている。その際、受領印、収入印をもらうような手順でやっているが、今回の入学祝金は対象者もかなり多く、金額も長寿祝金に比べて多額であることで、現金取扱いのセキュリティー面も考え、口座振込とさせてほしい。そういう中で手順の違いが出てきた。誕生祝金も、入学祝金も、私ども手渡しで行えば、出向いたときに判こをもらえばいいだけかもしれないが、対象者も多いこと、対応できる職員数、人口率を考えれば口座振込が適当ではないか。さらに、口座振込とするには、住所、氏名、口座情報等が必要なので、申請は要らないということもあるが、申請に近いものをしていただいて、申請兼請求書というような形とし、対象者にも分かりやすく、市としても誤支給を防止するためにこのような形とした。

○3番（杉本憲也君）対象者も多い事情は分かるが、祝ってもらう側が祝うよう申請したり、手続を煩雑化することはもらいにくくすることにもつながりかねないので、もらいやすくすること。やり始め、今後、不具合があったときは、適宜修正、見直しを迅速に行うことでよろしいか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）取りあえず初めての対応となるので、今後やっていく中で、よりよい方向に努めていきたい。法的な問題等、いろいろあると思うが、給付金なんかもプッシュ式、他の情報を利用してだとか、マイナンバーが広く取得された場合は、銀行口座へのひもつきを活用するなど検討していきたい。

○3番（杉本憲也君）よろしく願います。

参考書に戻るが、第3条第2項の最後に「その他規則で定めるものとする。」との規定がある。現時点で何か規則を定める予定か、こういった内容というものが分かれば伺いたい。

- 子育て支援課長**（石井弘樹君）現時点、条例上では本市に子供、保護者等住民登録がある者としているが、中には学業だとかスポーツのレベルアップ。小学生ではあまりいないかもしれないが、中学生になると、市外、県外の学校に通われる方も多くいる。自宅から通えていれば受給要件を満たしていると思うが、学校の制度上、入寮しなければならないとか、通い切れないので、やむを得ず、転出する子供。少数だとは思いますが、そのような方は自宅から市外、県外の学校に通っている方と同じで、仮に4月1日時点で住民登録がなかったとしても、3月まで住民登録があり、学校の関係で転出したというのであれば、その子も対象としたい。
- 3番**（杉本憲也君）「規則で定める」というところが制度拡充の鍵になることが理解できた。今回、気になるところは、誕生祝金、入学祝金、長寿祝金ともに、所得税の課税対象になったり、差押えの対象になるのか。誕生祝金は今回要件緩和されると思うが、それにより居住期間の誓約書を取るだとか、特別な措置を取ったりするのか。もしやるのであれば、合理的な理由について伺いたい。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）課税課で確認したところ、所得税法上、非課税を規定しているのは第9条であるが、そこでは規定がないので、原則課税となる。ただ、法人からの贈与は年間50万円超えなければ非課税扱いなので、結果として支給を受ける祝金に課税されるようなことはまずないと聞いている。また、差押えは可能であると考えますが、制度の趣旨に鑑みて、差押えはしない。誕生祝金の1年間の住民登録要件は定めないが、当初はこれを短縮するかとかいう話があった。短縮する意味では、1年の移住でも変わらないことと、お祝い金なので、入ったら返せよというような一般的な考え方ではなく、返還を求めるような基準もなく、誓約書もなく、1年間住民登録もそのまま外すだけであって、特に今までのものと変わらない。
- 3番**（杉本憲也君）最後の質疑にしたいと思うが、大きく2つである。まず1点目は、申請してから支給に至るまで、どれぐらいの期間で入金ができるのか、標準処理期間をお伺いしたい。
- 昨日は本会議場でも概要が質疑されたが、議案で言うと、14ページの附則第2項で、4月1日に生まれたら誕生祝金の支給要件が緩和される。生まれてくるときは4月1日で切ってもいいが、今後、進学とかを考えたときに、4月2日から翌年の4月1日生まれまでは1つの学年になるので、本当にレアケースだと思うが、移住定住をされてきた方が何名かいらっしゃる。3月31日までに移住してきた方は、同じ学年であるが、誕生祝金をもらっていない。4月1日に生まれた方は誕生祝金をもらっているという形で、もらっている人、もらっていない人がある。そういったところでいじめにつながる可能性もあるのであれば、同じ学年で合わせた、遡った支給という仕組みにする考え方もあったのではないかという趣旨で、昨日、本会議場で質疑があったが、そういった検討はされたのか。また、そういったことが原因で分断が生まれないような取組について教えてほしい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）申請から支給までの流れについて、4月1日が基準日になるので、4月1日時点の住民登録を抽出した後、速やかに対象者に対して通知を行い、第1回目の期限としては、4月中ぐらいまでに申請をしていただければ、5月中にはお支払いできるという形でやっていきたいと考えている。その後、1年間の支給期間があるので、家庭の事情等によって多少遅れたりすることがあるかと思うが、その都度、申請を促しながら対応をしていきたいと思っている。

誕生祝金と入学祝金の関係になると思うが、4月1日生まれの子供に関しては、この条例が4月1日施行になるので、例えば、親が3月31日までに伊東市に住民登録して、その次の日に生まれたということであれば、それは対象になると考えている。入学祝金との絡みについては、将来的にその子が成長していった中で、1日の違いで誕生祝金をもらうか、もらわないかというところもあるのかもしれないが、そここのところは、市としても基準を定めた中でやらないと線引きがなかなかできなくなってしまうので、このような線引きにさせていただいた。

○3番（杉本憲也君）どこかで線引きをしなければいけないというのは当然のことであるが、今後の誕生祝金を見る中で、学年がどうなるかという視点はすごく大事になってくるかと思う。本人は気にしないかもしれないが、保護者の方同士で、あなたはもらったの、いいわねみたいな形で言われてしまって、どんなことがいざこざのきっかけになるか分からないところもあるので、もちろん教育部門との連携も必要になってくるかと思うが、そういった連携を図りながらケアをしていく、また、今後、不都合が生じてくるようなことがあれば適宜見直しをしていくということによろしいか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）今後、この事業を施行した中で、各種問題等が生じた場合には、条例改正なり規則の改正なりで、教育部門とも連携しながら対応していきたいと考えている。

○5番（佐藤龍彦君）大体杉本委員から質疑がされたが、もう少し細かいところでお伺いする。転出、離婚、離別では、住民票がその年度内にあれば対象になるということだと思うが、例えば、年度中に転入された方には、対象のお子さんがいた場合にどういうお知らせをするのか。

あと、DVをする方に誤って送られてしまうのではないかとということも含めて、例えば、DVの夫から逃れて伊東に転入してきた場合に、身元がよそに漏れないような保護の仕方はどのように考えているのか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）年度中の転入者に対する考え方について、令和4年度に限って言うと、令和4年度の4月1日が基準日になるので、その時点で住民登録があるかないかで判定させていただく。例えば、4月2日に転入されたとか、5月、6月に転入された場合には対象外となる。4月いっぱいにしてしまうかという話もあったが、4月末がよくて5月は駄目なのかという話にもなる中で、基準は4月1日ということで対応させていただいた。

DVについては、子育て支援課をはじめとして、そのような手続をされた方は全庁的に守るような取組になっているので、その辺の情報を使いながら、適正なところに通知が行くような形で対応したいと考えている。

○5番（佐藤龍彦君）その保護の部分では、できるだけ大切にしてもらいたい。

申請期間が1年間ということであるならば、基準日をそこに設けるのは、基準日以降に転入してきたことでもらえないというのも少し差がついてしまうのではないかと思った。対象になる800人というのはどういう算出方法だったのか。今現在、伊東市に住民登録がされていて、来年度、小学校、中学校に上がる方の実数が分かれば、その辺も教えてもらいたい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）令和4年度の予算においては、1人5万円で800人と算定しているが、その基準の数値としては、静岡県の年齢別人口推計があって、10月1日時点の数字であるが、来年度、小学校に上がる年齢の6歳の人口が320人、12歳の人口が417人、合計737人を基本にして、その後、転入とか、いろいろ誤差があると思うので、800人という形で算出させていただいた。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第35号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第2、市議第52号 令和4年度伊東市介護保険事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）まず、事項別明細書12ページになる。保険給付支払準備基金繰入金が9,795万1,000円計上されているが、昨年度は計上されていなかったと思う。令和4年度は、この基金を使わなければ回らないほど財源が厳しくなったという見方をしているが、この要因について本市としてどのように分析されているか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護保険事業については、3年を期間として給付費等の推計を

行って、保険料の必要額を算定している。現在は令和3年度から5年度の計画期間で、令和4年度はその中間の年に当たることになる。基本的に、この計画に当たっては、3年間の収支をもって均衡を取るという考え方をしており、高齢化の進展を要因として、給付費が増加する計画期間の後半にかけて保険料などの必要額は増加していく。そのため、不足する額については基金を取り崩すことで保険料負担の軽減を図るという仕組みになっている。現計画期間においては、コロナ禍における経済状況の悪化に鑑みて、基金を取り崩していくことを前提として保険料の値上げを行わなかったものである。令和3年度は計画期間の初年度ということで、高齢化の進展もまだ間もない中で、給付費が一番少ない年だったので取崩しの必要はなかったが、令和4年度以降は給付費の見込みに対して保険料の不足が生じることから、このような予算計上になっている。

- **3番**（杉本憲也君）今のお話だと、令和3年度から5年度にかけて、だんだん取崩し額が大きくなるということなので、基金の関係から言って、次の年は9,795万1,000円をさらに上回った取崩しがあるという認識でよろしいか。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）お見込みのとおりで、令和5年度は恐らくさらに給付費が増加すると思われるので、それに応じて取崩しも増加する。その要因として、高齢者人口自体は微増の状態で、保険料収入は、コロナ禍もあり、3年間でほんの少し減っている状況もあるので、その分については繰入れの必要が生じられると思われる。
- **3番**（杉本憲也君）いかに給付費を抑えられるかがポイントになってくるという観点で、以下、質疑を続けたい。16ページの共済費に関して、以降、会計年度任用職員の部分を共通で、ここでまとめて質疑する。昨年度までは社会保険料として一くくりに計上されていたと思うが、次年度は共済組合負担金と社会保険料に分離されている。何か制度改正等があったら教えてほしい。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）これは全庁的に共通のことであるが、国の法改正に伴って、会計年度任用職員について、令和4年10月から、これまでは全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽに加入していたものが、地方公務員共済組合に加入することとなったため、社会保険料事業主負担分について、今まで社会保険料として協会けんぽのほうに支出していたものを、共済組合負担金として支出することになったことによるものである。
- **3番**（杉本憲也君）制度が変わるということで、了解した。

同じく16ページ、委託料に関して、昨年度まで介護支援専門員、ケアマネさんの研修事業が5万円計上されていて、令和4年度予算では削除されているが、その理由をお伺いするとともに、ケアマネさんの研修はスキルアップのために非常に大切であるが、ケアマネさんのスキルアップの施策はどのようになるのか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）こちらの委託事業については、伊東市介護支援専門員連絡協議会に委託して、研修や情報交換、介護保険情報などの周知をお願いしていたところであるが、こちらの協議会側から、ケアマネジャーの業務の傍ら、この委託事業を実施することは難しくなっているという申入れがあり、今回、取りやめをしたものである。今後については、令和元年度から市内の主任介護支援専門員の協力も得てケアプランチェックを行っており、これがある程度軌道に乗ってきている。それから、事業所への実地指導、集団指導に一本化することで、ケアマネジャーのスキルアップを図っていく予定である。

○**3番**（杉本憲也君）単体ではなくなるが、ほかのものによって効率化が図られると認識した。

18ページ、今回、新規計上で、その他使用料について、詳細がこれ以上は分からないので、17万3,000円の内訳をお伺いするとともに、22ページ以降、保険給付費についてずっと記載があると思うが、コロナ禍に鑑みれば、居宅サービス中心の次年度になることが十分考えられる。次年度の介護サービス、また介護予防サービスの各事業における全体の利用状況の見通しについて、どのような認識の下、こういった積算になったのか、お伺いする。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）まず、18ページのその他使用料の内訳は、保険給付の審査支払いについて、静岡県国民健康保険団体連合会をお願いしているが、その際に必要となる介護報酬の単位数表標準マスターライセンスというのがあって、そちらの使用料に係るものが1万円、それから本市でも事業者の指定を行っているが、介護保険事業者指定を管理する、県内共通で使用しているクラウドのシステムがあって、これの使用料が年間で16万2,360円という内訳になっている。

次に、22ページ以降の保険給付費について、利用状況の見通しであるが、保険給付費に係る全般的な状況で現在見られている特徴が4点ほどある。これは2年度の決算のときに申し上げたこととかぶる面もあるが、お許し願いたい。1点目としては、要介護認定者の中で、要介護2・3が増加している。これは団塊の世代の高齢化、コロナ禍での外出控えや交流機会の不足などから、比較的軽度者から中度者へボリュームゾーンが移っているのではないかと見られて、今後、医療、介護の複合的ニーズの増加が進むと思われる。

次に、訪問リハビリや訪問看護等の医療系の在宅サービスの給付費増加の傾向が見られる。これは、今申し上げた要介護2・3あたりの中度へボリュームゾーンが移っていることとリンクしている話だと思われる。

次に、要支援1・2が対象の介護予防の地域密着型サービスの中で、認知症対応型のデイサービスや認知症対応型の共同生活介護（認知症対応型グループホーム）の給付費が増加している。これは額や量としては決して多くないが、本来、認知症状が現れてくるのは要介護1以上とされており、その前段階である軽度の方にも認知症状が現れてきているのではないかという

ことが懸念される。

最後の特徴として、コロナ禍において、通所系サービスの利用控えから訪問系サービスの利用が伸びていた状況があったが、これは令和2年のときよりは以前の状況に近づいている。ただ、依然としてコロナ禍前の状況には戻っておらず、外出や人の集まる環境への不安感が完全には払拭できていない状況があるのではないかとと思われる。

以上のような特徴から、令和4年度については、委員から指摘があったとおり、引き続き居宅サービスが中心となり、その中でも特に医療系サービス、認知症対応型のサービスの需要が高まるとと思われる。こういったことから、特に重点的に対応していくものとして、1つは、在宅医療と介護の連携を強めるために、介護予防、特定保健指導などの保健事業などとリンクして、高齢者のフレイル予防、重度化防止のための体制づくりを進める。それから、認知症施策としては、以前から養成している認知症サポーターにつないで、地域で支援する体制をつくるチームオレンジを整備するなど、こういったことに取り組んで、少しでも介護サービスが必要となる高齢者を減らして、給付費の増加を抑えていきたいと考えている。

○3番（杉本憲也君）状況は聞いた。訪問はやや減りつつ、まだ居宅が中心になるという中で気になったのが、24ページ、26ページ、家で暮らしながらサービスを受けれる中で重要な一つとなり得る居宅介護住宅改修事業、家を改修して暮らしやすくする事業が減額されている理由を伺う。また、国の指針などを見ると、各自治体の判断で住宅リフォーム助成金などと併用が可能という記載があるが、伊東市では住宅改修事業という介護のサービスと住宅リフォーム助成金との併用はできるのか。仮にできない場合、健康福祉部として、観光経済部に対して、介護サービス利用者の利便性向上、負担軽減の観点から併用を可とするための交渉が必要になると思うが、市の考えを伺う。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）居宅介護住宅改修事業費は、令和3年度予算に対しては減額となっているが、令和元年度決算が約1,730万円、令和2年度決算が1,980万円、今年度決算見込みは約2,130万円となっており、増加はしてきている。実績に基づき、増加分を見込んだ上で予算計上したものである。なお、伊東商工会議所で行っている住宅リフォーム費用の助成などと併用可としているが、当然助成対象部分は保険給付の対象にならないので、申請時に切り分ける必要がある。その辺は業者も承知していて、見積りで分かるように出てくるパターンが多い。併用するのは比較的大規模工事が多く、うちの対象部分はこちら、対象にならない部分は向こうでと、それほど切り分けも難しくないケースが多い。

○3番（杉本憲也君）併用できるということで安心したが、ホームページを見ると、住宅リフォームはほかの市の補助金等と併用できないという記載があった。一看すると併用できないという誤解を与えかねないので、この点は修正依頼等をしてほしい。

続いて32ページの通所型サービス補助金だが、これも非常に重要な施策の一つだと思う。

補助率、次年度の具体的な開催場所、スケジュールの見込みについて伺う。

- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）通所型サービス補助金の補助対象となる介護予防・日常生活支援総合事業の中のサービス類型は、住民主体の集いの場として、要支援者総合事業対象者などに、体操等の活動、趣味活動、交流などを行う通所型サービスBに位置づけられる。補助額は、基本的には開催数を基に、活動に応じて最大で月1万円を考えている。開催場所は、来年度は宇佐美を想定しており、4月からの開催は難しいようだが、夏前から開始できそうだと聞いている。
- 3番**（杉本憲也君）元クープのところか。補助に当たっては場所の安全性が確保されている必要があると思うが、川沿いにあり、施設の老朽化が進んでいて、心配の声が多くある。私も現場を見に行ったが、支柱がさびて、腐っていた。それらの修繕その他については、この補助金とはまた別に市が対応するのか。
- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）こちらは普通財産ということで、直接的な修繕を市のほうでということにはならないが、こちらは、要支援者などが対象の通所型サービスと同時に、一般高齢者を対象とする居場所の開催も予定している。そちらの運営に委託料を支払う予定である。その委託料の中で修繕も含めてやってもらえればと考えている。また、開催地の安全性について、確かに指摘のとおりなので、市からも、避難対策、その場合のマニュアルについて、きちんと定めていくよう支援、指導していく。
- 3番**（杉本憲也君）結構老朽化が進んでいて、やる側からも非常に危険という声を聞いている。しっかり寄り添って、支援、補助をしていただきたい。

32ページ、今回、高齢者実態調査を業務委託料160万6,000円で行うが、調査方法、目標とする回収率、実施スケジュールはどうなっているか。
- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）高齢者実態調査は、3年に1回、介護保険事業計画や高齢者福祉計画の策定に先立つ基礎資料として、高齢者の生活実態やふだんの意識を把握するために行う。調査方法は、一般高齢者、要支援者、要介護者へ全部で2,000件郵送し、約60%の回収率を目標としている。スケジュールは、国からの調査に盛り込むべき項目の提示を待つ必要がある関係上、前回と同様だと、秋口に調査項目を決定し、11月以降に送付、回収というスケジュールになると考えている。
- 3番**（杉本憲也君）国の絡みもあると思うが、コロナの関係からすると、郵送といってもポストまで出しに行く必要もある。非接触型、ウェブでの実施というのは考えているか。
- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）前は要介護認定調査の際に調査員が要介護者に対面で行う方式だったが、コロナ禍ということで、接触を回避するためにやめた経緯がある。こちらとして

もできるだけ非接触化を図りたい。ウェブ形式となると費用面の問題等も出ると思うので、そこは今後検討したい。

○3番（杉本憲也君）ぜひ検討してほしい。

32ページ、介護予防教室開催事業について、次年度の開催スケジュールと、コロナ禍で一旦中止になったと思うが、次年度、切れ目なく実施するための工夫やウェブ活用に向けた取組について伺う。

34ページ、地域介護予防活動支援事業の使用料で、その他使用料15万2,000円が計上されているが、昨年度までは10万6,000円だった。昨年度との違いは何か。

36ページ、見守り・配食サービスが50万7,000円減額されている理由と、次年度のコロナ対策を踏まえた取組の工夫について伺う。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護予防教室は、年間で16教室、全部で160回の開催を予定している。各圏域、前期は4月から7月頃、後期は9月から年度末に、1教室当たり約2か月間で開催する予定である。コロナ禍での開催に当たり、従前どおり消毒、検温、看護師による体調確認を徹底するほか、1教室当たりの人数を管理し、密な環境をつくらないようにして、感染予防を図り切れ目のない実施ができるように努める。また、直接的には認知症総合支援事業での取組となるが、有線テレビを活用し、認知症予防にも有効で、かつ介護予防にも資するような、家庭で体を動かすコンテンツなどを放送する予定で、これはインターネットでの配信も予定している。

34ページ、地域介護予防活動支援事業のその他使用料は、健康体操クラブや筋力トレーニングの開催会場の冷暖房使用料である。コロナ禍に対応するべく人数を分散するほか、介護予防教室から移行する参加者を見込んだことなどで開催数が増加するため、昨年度より増額とした。

36ページ、見守り・配食サービスの趣旨としては、配食サービスを通じて高齢者の自立した在宅生活を支援するため、独居・高齢者世帯の見守り、安否確認を行うものである。そのサービスの提供に当たり、ケアマネジャーや地域包括支援センターと連携して、対象者が利用している訪問介護や通所介護等の在宅サービスの状況を確認する中で、配食サービス以外で結構見守り等をしているケースについて整理を行っていることから減額とした。コロナ禍においては、引き続き消毒等の徹底をするとともに、利用者の希望に応じて、弁当は玄関に置く形にする等、直接手渡しをせずに安否確認を行う。あと、イレギュラーな対応として、ご家族が陽性となって緊急的に食事の提供が必要になった場合も対応できるよう努めている。

○3番（杉本憲也君）介護予防教室は、コロナ対策に各教室が苦勞しているという声も聞く中、市役所が持っている感染対策資器材の貸出しはされているか。

○高齡者福祉課長（齋藤 修君）基本的には各法人でもコロナ補助金なども使って予防物品を購入しているので、直接的には提供してくれという話はあまりないが、以前のように、突然品薄になる、そういう場合は、こちらで保持しているものを提供して支援することはできると考えている。

○3番（杉本憲也君）引き続き、切れ目ない取組で給付費を抑えていく、健康な方を増やしていくことが必要だと思う。

38ページ、包括的支援事業費の人件費で、ここだけ突然、児童手当24万円が計上されている理由。

また、40ページ、在宅医療介護連携推進業務委託料と生活支援体制整備事業委託料の委託先と主な具体的な内容と、生活支援体制整備事業の福祉部門との連携に係る工夫について伺いたい。

○高齡者福祉課長（齋藤 修君）包括的支援事業費の中の児童手当は、ご承知のとおり公務員には児童手当を直接事業者から支払っている形なので、包括的支援事業の担当職員の異動に伴い、児童手当の支給対象職員1名が配置されたことによるものである。

在宅医療介護連携推進業務委託料は、高齡者福祉課において、在宅医療介護連携推進員として、医療・介護関係者の連携、情報共有支援、多職種連携を目的とした研修会の開催、住民を対象としたシンポジウムの開催等の業務を行う看護師1名の派遣を社会福祉協議会と契約している。

生活支援体制整備事業委託料は、生活支援サービスの担い手の要請、関係者のネットワーク化の推進、生活支援サービスのニーズとサービス提供のマッチングなどを行う生活支援コーディネーターの配置だが、中央圏域を担当し、かつ市内各圏域を統括で行う高齡者福祉課配置の職員1名の派遣を伊豆介護センターと契約するほか、市内各圏域における生活支援コーディネーター事業の実施については、各圏域の包括支援センターの委託法人、宇佐美は医療法人川口会、伊東圏域は社会福祉協議会、小室圏域は城ヶ崎いこいの里、対島圏域は十字の園、それぞれに委託している。

次に、生活支援体制整備事業委託料の福祉部門との連携に係る工夫だが、この事業によって、各圏域に配置している生活支援コーディネーターの活動に当たっては、地域によって構成は若干異なるが、行政、包括、居場所、老人クラブ、介護保険事業者、地域住民から成る協議会を必ず設置している。これで圏域において高齡者支援のニーズと地域資源を把握して、ニーズとサービスのマッチングを行う形で地域での連携、福祉との連携を図っている。また、その協議体での協議以外でも、地域ケア会議や個々のケースワークを通じて、対象となる高齡者の状態によっては、例えば生活保護や障害等の担当部局とも適宜連携を図っている。

○委員長（中島弘道君）暫時休憩する。

午前 11 時 休憩

午前 11 時 再開

○委員長（中島弘道君）再開する。

10 分間ほど休憩する。

午前 11 時 1 分休憩

午前 11 時 11 分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○3 番（杉本憲也君）引き続き、よろしく願います。まとめてお伺いする。40 ページ、認知症総合支援事業であるが、非常に力を入れるということでお伺いしているが、今回、印刷製本費ということで、多分、新しく冊子を作られるのか。そのところでどういったものを配って、どういった効果を求めているのか。また、42 ページ、通信運搬費であるが、新規計上の内訳と、42 ページ、認知症カフェの開催委託料に関して、市民から、この認知症カフェという名前が直接的過ぎて抵抗を感じて参加しづらいという声を幾つかいただいている。伊東市独自のネーミングであるとか、コロナ禍でも開催しやすく、参加しやすく、そしてその場で過ごしやすい環境づくりに対する市のバックアップ体制についてお伺いしたいと思う。先ほどご答弁の中にもあった、同じく有線テレビ認知症総合支援事業委託料であるが、インターネット動画配信を行うということであったが、また、認知症予防にはラジオが非常に効果があるということで、ラジオを聞くことによって認知症予防につながるという学術結果もあるので、このコミュニティFMを活用した事業というのはこういった中に含まれてくるのかどうか、お伺いしたい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）それではまず、40 ページの認知症総合支援事業の印刷製本費である。これは残念ながら、冊子の配布ではなくて、広報のほうに普及啓発事業として映像上映会を告知、案内する、それを2 ページ掲載するための費用である。あわせて、通信運搬費であるが、こちらは認知症事業で使用するタブレット通信費2万3,892円、それから、普及啓発事業は、さっき申し上げた映像上映会の通知費用1万6,800円を計上している。次に、42 ページの認知症カフェのことについてであるが、こちらの名称については、以前からも確かにご意見をいただいているところであるが、同時に認知症カフェという名称が定着しているという面もあり、頭の痛いところであるが、それぞれのカフェで、ひだまりとか、ふるさとカフェなどの愛称もつけ、これを併用しているところである。参加しやすい、過ごしやすい環境づくりであるが、例えば、今年度は認知症の方同士で交流の機会を持つ本人ミーティングを実

施するなどしたが、今後も認知症高齢者の方、それから、そのご家族の声を伺う機会を設けていくほかに、有線テレビを活用してカフェや事業の周知を行うなど、参加しやすい環境づくりを行ってまいりたいと考えている。有線テレビの委託料であるが、こちらは先ほど申し上げたとおり、インターネットでの配信も予定している中で、コミュニティFMの活用についてであるが、こちらは、今申し上げた認知症高齢者の方やそのご家族の声を伺う中で、どんなコンテンツがいいかというところを要望も含めてお聞きして検討していきたいと考えている。

○3番（杉本憲也君）ぜひ検討をお願いしたいところである。

最後にするが、42ページ、13のところ、その他借上料というのが新規計上されていて、これがどういったものを借り上げるのかが非常に分かりにくかったのでお伺いしたいということ。

あと、認知症高齢者見守り事業、昨年度であるが、予算審議等で施設入所の高齢者の方に対してQRコードの見守りシールの活用も検討していくということだったと思うが、その活用は次年度どういった形で反映されているのか。

また、44ページになるが、成年後見人等申立費用の助成金と成年後見人等報酬助成金、非常に大切な制度かと思うが、次年度予算策定に当たって、今年度の活用状況、そして、より次年度活用しやすくするための取組について。

あと、認知症サポーター養成講座の次年度の受講者の目標数について、最後、お伺いしたい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）それではまず、42ページのその他借上料の内訳であるが、これは先ほど印刷製本費のところでも申し上げた、認知症普及啓発のための映像上映会を行うための、その上映開催の上映料、それから、付随する告知ポスターを含めて11万8,800円を計上している。映像の内容としては、在宅医療と介護をテーマとして、他職種が連携して取組をする姿を描くものと、それから、認知症高齢者の家族と介護の関わりをテーマとするものの2種をひぐらし会館で上映することを予定している。

次に、42ページのQRコードシールであるが、QRコードつき見守りシールについては、家族介護継続支援事業で行っていることから、直接的には施設入所者への配付には、そのままではなじまないところがあるが、施設において行うべき注意体制はきちんと整えていても、なお外出して行方が分からなくなる危険性がある場合などにおいては、施設とほかの方策なども協議の中でシールの活用も検討したいと考えている。

それから、44ページ、成年後見の関係であるが、まず、成年後見人等申立費用助成金については本年度の助成実績はない。成年後見人等報酬助成金については現時点で7件、147万7,929円を支出している。こちらの制度の活用についてであるが、まず1つは高齢者の権利擁護の役割を担う地域包括支援センターにおいて、相談者に対して制度の丁寧な説明を行う

ほかに、まだ相談に至らない、それでも地域で困難を抱える、あるいは今後の困難が予想される高齢者にアプローチしていくために、居場所などの介護予防事業を活用して把握に努め、その中で必要な支援を検討する中で成年後見制度の制度の説明等も行っていきたいと考えている。また、裁判所のほうでも各市町で助成の制度について把握されているとのことで、申立てに当たっては情報提供していただいていると伺っている。

最後に、認知症サポーター養成講座の受講者目標数であるが、サポーター養成は、コロナ禍にあって令和2年度は209人、令和3年度は現時点で390人とどまっているが、令和4年度については、現状は子どもサポーターを含めて900人の養成を目標としているところである。

- 3番（杉本憲也君）900人を認知症サポーター養成講座でやるということで、コロナ禍が続く中で、これを確保するための具体的な施策、工夫というのは何かあるか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）そこが大変難しいところで、例えば、子どもサポーターというと、学校等の協力が必要になってくるが、今でもなかなかお子さんの感染も絶えないところで、そこについては感染予防を徹底しつつ、また会場の人数、換気などに気をつけながらやっていくという、ちょっと地道な方法しか今のところ浮かんでいないというのが実情である。あと、可能であればウェブでの開催も行っていきたいと思っている。
- 5番（佐藤龍彦君）事項別明細書は40ページ、先ほど出た生活支援体制整備事業ということで、各圏域にコーディネーターを配置ということであるが、生活支援をしていく地域の人と、あと、介護を必要としている方とのつなぎ役がコーディネーターということであるが、この年度内で大体どのぐらいの利用があって、来年、どのぐらい見込まれているのかというのは、その辺を分かる範囲でお願いします。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）まず、ニーズとサービスのマッチングというところであるが、今年度についてはまだ数字がまとまっていないので申し上げにくいですが、ちなみに令和2年度、ちょうどコロナ禍真ただ中であるが、実件数で42件、延べ件数で580件ということになっていて、これはまだまだコロナ禍ということもあったのかもしれないが、少ないかということもあるので、引き続きそういった困り事を抱えている方へのマッチングは進めるとともに、こういった生活支援コーディネーターの方を、例えば、いろいろな事業所などへの支援にも来てみていただくとか、そういった形で活用を考えている。
- 5番（佐藤龍彦君）これは昨年度の実績で、これよりは本年度増えたということか。数字が分からなくても増えたかどうか、その辺の確認をしたいのと、それを利用された方の感想とか、そういったところがこれからの事業を進めていく上で必要になってくると思うが、そういったアンケートみたいな調査は行っているか。

- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）本年度のマッチング状況であるが、先ほど申し上げたとおり、まだ数字がまとまり切っていないので何とも言えないところであるが、ただ、コロナ禍ということもあって介護保険の訪問サービスが増えているという状況もあるので、ニーズは間違いなく増えているかと思う。例えば、利用者の方の声とかアンケートであるが、こちらは先ほども申し上げた生活支援コーディネーターの活動の中で協議会というものを地域でつくっているので、その中に、例えば地域住民の方や老人クラブの方も参加していただいているということで、そういった中での実際の声の拾い上げということでやっていただいて、最終的には市内の全圏域で集まって、そういった中での情報交換をして意識の共有等を図っているところである。
- 5番**（佐藤龍彦君）承知した。引き続きお願いしたいのと、なかなかマッチングに至らないというケースはまだある状況だと思うので、ぜひコーディネーターとの連携と、また、ボランティアをやりたいという人も少なからずいると思うので、ぜひその辺の強化もお願いしたいということをお願い添える。
- 44ページ、任意事業の、先ほどの成年後見制度の利用ということで、財産を守っていったりということで、すごく大切な事業であるが、自分も関わった市民の方のご家族で、その方も高齢なもので家族での成年後見は難しいということで、ある自治体のほうで任意でお願いするというので、委任状を出すとか、そういったことも含めて市のほうでいろいろと請け負って、裁判所の告知なども全部やっているところもあるが、伊東市としては、そういう状況はどのようにやられているのかをお願いします。
- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）もちろん身寄りのない方は市長申立てで、こちらで全部やっているところであるが、例えば、親族の方の後見が可能であるとか、あるいは任意後見の場合には、包括支援センターも権利擁護の役割を担っているということと、あと、高齢者福祉課のほうで相談に乗りながら進めていただいているというところで、その状況に応じた相談を行って進めているところである。
- 5番**（佐藤龍彦君）ご家族でやられるというときでも、やはり通帳というか、お金の出し入れというのは結構大変そうであるが、それをサポートするというところまではまだやられていないのか、やっていたらやっているのでお願いしたいが、その辺をお願いします。
- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）お金の出し入れのサポートというところは、行政では行いかねる部分があるので、相談には乗らせていただいて、必要に応じて専門職などにつなぐが、そういったところには直接的にはなかなか関与していけないということがある。
- 5番**（佐藤龍彦君）ぜひ相談に乗っていただければと思う。結構素人というか、法律もかなり絡んでくるところがあるみたいなので、ぜひ相談と、そういった弁護士なり行政書士、税理士につなげられるようお願いしたいところであるが、この報酬助成金というのは、成年後見に

なられた方への報酬ということで間違いないか、そこら辺を最後に確認させていただきたい。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）お見込みのとおりで、こちらの報酬助成は成年後見をされている方への所定の報酬である。

○**委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第52号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（中島弘道君）日程第3、市議第54号 令和4年度伊東市病院事業会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。

質疑は全般について行う。発言を許す。

○**3番**（杉本憲也君）それでは、事項別明細書、20ページ、24ページになるが、こちらは第二次救急医療負担金、そして同交付金、小児救急医療施設運営事業負担金、医療機器等整備負担金というものが計上されているが、こちらに関して、以下、お伺いしていきたい。

まず1つ目として、ご存じのとおりかと思うが、平成29年に厚労省の医政局地域医療計画課長が発出した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」という通知が発出されているが、こちらには救急医療の体制構築に係る指針という項目があり、伊東市民病院が担っている第二次救急医療機関に求められる事項として、1つ目に脳卒中、急性心筋梗塞等に対する医療等、自分の施設で対応可能な範囲において高度な専門的診療を担うことが求められており、2つ目として、救命救急について相当な知識及び経験を有する医師が常時診察に従事しているということで、3つ目として、救急医療を行うために必要な施設及び設備を有するというようなこと、それ以外にも規定があるが、こういったことが主に定められている。

この点、また同じ指針では、心筋梗塞の治療方法として、速やかに初期治療を始めなさいと。30分以内に専門的な治療を開始することが求められているし、治療方法としては外科的なカテーテル治療などが挙げられている。脳卒中についても、来院後、1時間以内、発症後、4.

5時間以内で専門的な治療を開始することが求められているし、具体的な治療方法として内科的な投薬治療のほか、外科手術であるとか脳血管内手術などが定められている。以上を踏まえた中で伊東市民病院では、こちらの第二次救急として専門的な治療を行える人的設備が整っているのか、少なくとも24時間、365日、記載されている脳卒中や心筋梗塞、小児救急について体制はばっちりになっているのかという点をお伺いしたい。

- 健康推進課長（大川貴生君）まず、伊東市民病院での取組であるが、第三次救急医療機関との連携というのが当然前提にはなるが、原則、依頼のあった救急は全て受け入れるという方針で病院のほうでは取り組んでいる。設備的な設置状況であるが、脳卒中や急性心筋梗塞の治療に必要な医療機器等の設置であるが、まず、カテーテルなどの血管内治療に必要なようなアンギオなどの医療機器等については設置がされていると伺っている。

次に、人的な体制についてであるが、まず脳神経外科の対応については、計画的な開頭手術などを含めた手術というのは年間を通じて現在実施がされている。循環器内科での対応についても、年間、まだ数件ではあるが、カテーテル手術の取扱いがあるが、先ほどご指摘にあった救急など、常時安定して実施ができるというところについては、安全面も考慮するとやはり複数の医師を配置した体制が望ましいということは伺っている。脳神経外科や循環器内科のドクターについてはなかなか確保が難しい専門医であるということは聞いているが、まず脳神経外科や循環器内科を優先的に確保していただけるようにするために、医療従事者確保対策事業交付金の対象の診療科にも含めており、地域医療振興協会にも医師の確保に努めていただいているところである。あと、小児救急については毎日、24時間、365日になるが、オンコールの体制で対応していただいている状況である。

- 3番（杉本憲也君）今のご答弁であると、物はそろっているが、人的な部分で一部、24時間、365日の安定した供給体制が市民病院の中だけでは難しいということだったかと思うが、そうすると、先ほどご答弁の中にもあったとおり、この指針では、自分でできないときにはしっかりと次の第三次救急につなげる連携体制を構築していただきたいということがある中で、順天堂に移送することになるかと思う。そうすると、現状、ドクターヘリがあるとはいえ、夜間であるとか天候の悪いときはドクターヘリは飛べない。そうすると、救急車で移送する必要がある。これは駿東伊豆消防に確認したら、峠道を走るため、患者さんを揺らさないよう慎重に運ばなくてはいけないので、市民病院から順天堂病院まで40分程度はかかるという回答をもらっている。

そうすると、先ほど申したとおり、発症後、初期治療をはじめ30分以内に専門的な治療を始めなければならない。脳卒中も来院後、1時間以内に、発症後4時間半以内にやらなければいけない。手遅れになってしまう可能性というのが非常に高いということで、夜間とか天候が

悪いときは連携として不十分であるし、統計データ、そして学術データによると、天候が悪いときとか寒いとき、雪が降っているとき、道が通行止めになってしまうときや嵐のときは気圧の変化もあって心筋梗塞の発症リスクが高いというようなところで、こういうときこそ連携というのが必要になってくると思うが、病院設置者として、救急病院として医療提供の連携や人員の対応の観点から改善に向け、先ほどお医者さんの確保ということも言っていたが、それ以外も含めてどういった対応を取られていくのか、お伺いしたい。

- 健康推進課長（大川貴生君）まず、患者の運搬についてであるが、救急車で、先日の雪のときとか、なかなか峠を越えられない状況がある場合でも、チェーン等で走れる状態であれば搬送するという事は伺っている。ドクターヘリのほうも夜間の飛行はできないということであるが、どういう状態であれば、そういうものができるかどうかというのは、県を通じてドクターヘリの夜間運動が可能かどうか。できるのであれば要望して、何とか患者様の搬送確保に取り組んでいきたいと考えているところである。

先ほど質疑の中にあつた救急医療体制の構築に係る指針でも、自施設では対応困難な患者については必要な救命処置を行った後、速やかに救命救急医療を担う医療機関等へ紹介するという事も示されているので、第三次救急を担う医療機関との連携はとても重要であると認識している。ただ、伊東市という地形の問題、道路事情を勘案すると、通常の二次救急よりも、より高度な医療体制が伊東市民病院に求められてくるところはあるので、先ほどの救急車やドクターヘリ、このような搬送方法で送るにしてもやはり時間がかかるというのは地理的な状態としてはあると思う。一刻を争う状態に対応するためにも、市民病院で複数の常勤医を配置していただけることがまず必要ではなかろうかと考えているので、優先的に必要となる診療科目の医師の確保をまず進めていただくように、地域医療振興協会には逐一要請してまいりたいと考えている。市としても、医師確保につながる情報収集や財政支援は併せて取り組んでいくので、熱海の保健所であったり、県を通じて医師確保につながるような情報があれば、市としても情報収集をして地域医療振興協会と連携しながら医師の確保に取り組んでまいりたいと考えている。

- 3番（杉本憲也君）連携というところは、医師の確保をしないと地理的な状況で手後れになるので、お医者さんが確保できないとなると今度やらなければいけないことはドクターヘリやバス、場合によっては自衛隊と連携して荒天時はヘリコプターで運んでもらうとか、夢物語かもしれないが、亀石峠にトンネルを掘らなければいけないことも当然あり得る。それをするよりも一番早いのがお医者さんを配置することであるが、そのために24ページに医療従事者確保対策事業交付金があると思う。ただ、昨年来課題となっているお医者さん、看護師、助産師さんなどの医療スタッフは伊東市民病院に定着しないということが課題になっているかと思う

が、その後、改善に向けた取組等はなされているのか。

また、医師確保に向けて全力を尽くすということであるが、例えば地域医療振興協会と連携を図った中で、全国全ての医学部や看護学部、看護学校に、伊東市の市民病院にぜひ来てほしいとロビー活動等もされてPRされているかどうか伺いたい。

- 健康推進課長**（大川貴生君）まず医療従事者確保対策事業交付金、こういう財政支援をしながら確保していただいているが、期間を待たずにお辞めになる方もいらっしゃる。理由はまちまちであり、一身上の都合であることが多いが、これまでに異動された方、例えば地元へ帰るであったりとか、親の介護が必要になった理由は伺っている。特に看護師については、奨学金で一定期間勤務していただくと返還を免除するような期間を設けているが、その期間が終了してしまうと、ほかの病院へ移ってしまうというのは、これは市民病院に限らず、全国的な医療機関で、同じような制度で確保したが、免除期間が終わってしまうと別の病院に移ってしまうとの声を聞いているということもあり、共通した一つの課題かと認識している。

確保に向けた取組というのは指定管理者や地域医療振興協会で担っていただいている部分であるが、看護師の勧誘等については、全国津々浦々回るのはなかなか難しいので、関東周辺の養成学校での挨拶であったり、あとは説明会には積極的に出向いていただいている。養成学校から申出があった、例えば実習の受入れであったり、地元の高中生や中学生などの職場体験なども将来市民病院への就職につながる可能性もあるので、そういうものについても積極的に対応しているところである。さらに全国的な見解としては、求人サイトであったり、専門誌やガイドブック等の購読や紹介、派遣業者にも求人情報等を掲載して全国的に募集がかけられるような形での対応をしていただいているところである。

- 3番**（杉本憲也君）やれるところからということで、県内でも沼津東高校がオンリーワン高校ということで、医学部進学に特化したものを県の事業として取組をしているので、そういった高校との連携から、早いうちから伊東市民病院というものを感じていただいて、伊東にお医者さんが来ていただける。教育として、そういった学校に伊東市民を輩出していくことが重要になってくるかと思うので、そういった取組も含めて幅広いシェアでお願いしたい。

そういった意味では、市民病院に非常に多く寄せられた苦情や要望があるかと思う。昨年度の予算審議のときでも言われているが、設置者として、指定管理者側として共有をしっかりと、改善に向けて連携を図られているのか伺う。

- 健康推進課長**（大川貴生君）市民病院に寄せられている苦情や要望は、病院に直接提出されるものと市の健康推進課に求められるものと両方あり、まず、市民病院で寄せられた苦情や要望については直接利用者に対応できるような患者相談室が病院内に設置されており、あとは院内での意見箱の設置であったり、職員が直接受けた意見をまとめて共有する仕組みが構築されて

いる。それらを踏まえて、健康推進課の担当者も交えて病院に関する苦情や要望などを、月1回会議を催して、そこに市の職員も参加して共有している。これまでいただいた意見について、まだ継続しているものについては今の継続状況であったり、完了しているものについては完了したというものも含めて情報共有が図られているところである。

なお、市民病院の患者相談室であるが、外部の報酬ではあるが、患者相談対応報酬を職員が受けて、今だと医事課で3人、医療安全管理室で1名の職員が講習を受けていただいて、その方々が患者相談室という形で患者様の対応をさせていただいているので、そんな形で対応一つ一つについてもスキルアップを図り、声を聞きながら改善していく取組に努めているところである。

- 3番（杉本憲也君）ぜひとも開かれたところということで、声が反映される、隠蔽体質にならない、監督者として、しっかりとやっていただきたいと思う。

昨年度も予算審議のときにお伺いしているが、その後、産科、小児科などのスタッフの充足状況、そして運営に支障がないのか確認したい。

- 健康推進課長（大川貴生君）まず、産科の充足状況である。現在、常勤医の先生が1人、非常勤の先生が1月から1人増えて4人で計5人の体制となっている。一日でも早く常勤医の複数ということで要望しているが、今、そこがなかなか現実的になってない中で、できる限り非常勤の先生を増やしていただきながら、体制のほう、夜勤も含めて勤めていただいているところである。

小児科については、現在、常勤の先生が2人、非常勤の先生が2人、計4人の体制で、先ほども言ったとおり、小児救急のオンコールの体制を維持していただいている状況である。

- 3番（杉本憲也君）産科は常勤医1人、非常勤4人ということで、確認するが、今、伊東市民病院でお産は24時間365日、実施可能な体制になっているということでよいか。

- 健康推進課長（大川貴生君）救急体制も整えており、産科の受付についても現在は受けている状況である。

- 委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第54号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第4、市議第47号 令和4年度伊東市一般会計予算歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第18目コミュニティ振興費について質疑を行う。事項別明細書は83ページ及び84ページである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）事項別明細書84ページになるが、コミュニティ振興費で一番大きな比率を占めているコミュニティセンター指定管理委託料に関して、伊東市として、各運営者は、この管理委託料をどういった使途で使われているかについて把握されているか。

これはなぜ聞くかということ、昨今の世界情勢に鑑みると、今後、より一層、光熱費等の高騰が予測される。そうすると、伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例という根拠条例があるが、委託管理者と市長との間で指定管理について協定を結んで運営してもらおうという仕組みになっていると思う。この協定では、光熱費が急遽、社会的情勢で上がってしまったという事情があった場合、委託料について、話し合いによる期間中の改定とか追加補助等はルールとして定められているのか。もし仮に定められてなければ、指定管理者に不測の損害が生じないような制度運用を考えられているのかについて2点伺いたい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）まず初めに、コミュニティセンターの指定管理委託料の内容であるが、建物の管理運営に関する人件費、そして電気、水道、ガス、光熱水費、下水道の使用賃借料、あるいはエレベーターや冷暖房設備があるので、そちらの保守管理料、その他委託料や消耗品、躯体に関わらない修繕料が内訳となっている。

2点目の質疑で協定の話であるが、指定管理委託料であるので債務負担行為を組んでいるので、基本的に金額的には変更ができないという中で、まず5年間のことをまとめて内容を決める。基本協定を結んで、それとは別に金額の支払いの方向を決め、年度協定みたいなものを結ぶ。基本的には基本協定の中で管理を行う施設の内容、業務の範囲、施設の改修について、市がやるのか、指定管理者がやるのかという部分をうたっているが、お尋ねの、例えば燃料費が上がって、その部分をどう見るかはなかなか予測がつかない部分であるので、年度協定をうたうというのも結構難しいかなと思っている。

基本的に年度協定内で変更をうたえるものは、4月当初に変更があらかじめ分かっているもの。例えば1年間工事をして開館しないので、その部分の収入とか人件費の部分を少し削るとか、そういったものはうたえるかなと思っている。今後、維持管理の中で燃料費の変更が生じ

る場合は、基本協定の中でも甲乙協議の上、いろいろ決定できるとはなっているが、各科目間の流用等もできるので、そういった中でまず対応することが最初に通る手段かなと思っている。

○3番（杉本憲也君）今のご説明であると、原則は決められた中で高騰があったとしてもやってほしいということで、ただ、どうしても駄目なときは協議の上、可能ということで、条例上は年度途中で委託料を変えたり、追加で委託料をプラスするとか、コロナの関係であれば、そういうものに対する消耗品費で上げたりすることもあったかと思うが、そういった取扱いは可能であるということによいのか。

○生涯学習課長（杉山宏生君）まずは今も申したとおり、話合いで決める中で、現状の予算の消化とかをしっかりと確認しながら、そういったものに対応していくことが第一かと考えている。

○3番（杉本憲也君）もちろん増額ありきではなくて、しっかりと調整できるところはした上で、どうしようもないときには上げるというところをお願いしたいと思うので、運営する側が人件費をあえて削ったり、積極的に低所得者をつくり出していく状況だけは避けていただきたい。

もう一つ、修繕費と工事請負費についても大きい金額が計上されている。こちらは今回、工事請負費が2件上げられているが、現在、各コミュニティセンターから出されている更新とか改修の要望件数は具体的にどの程度の件数があるのか。

また、その中で、今回の当初予算で更新、改修を除いて、まだ実現されていない要望件数、そしてまた、主な要望内容について伺いたい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）コミュニティセンター4つの中で、今年度、年度当初に修繕の要望等を伺った。その中で全件合わせると37件ある。内容的には雨漏り修繕をお願いしたいとか、畳を交換してほしいとか、外壁タイルが剥がれているとか、あるいはカーペットを替えてほしい、トイレを洋式化してほしい、躯体に関わらない、例えば樹木の伐採をしてほしいといったご要望もあった。

生涯学習課の中では、まずはいただいた要望については全部修繕業者に話をして見積り等は取っているが、全部を実施することは難しいので、可能な範囲から手をつけており、今年度、今のところは要望に対しての取組を13件、3分の1ぐらいしている。あとは金額でできない部分もあるので、その辺はまた次年度、指定管理者と話をしながら進めていきたいと思っている。

○3番（杉本憲也君）37件中、今回大きく2件ということで、まだまだ直すべきところがあるので、優先度が高いもの、危険度が高いものから順次お願いしたいと思うので、不便がないように取組をお願いしたい。

○5番（佐藤龍彦君）委託料の中で光熱費等ということであるが、各コミュニティセンターの部屋を借りたとき、エアコンを使うときの使用料は利用者負担となっているが、ここ何年か、あ

る程度利用件数、あとエアコンの利用時間もある程度集計できると思うが、そういうのを委託料に入れて利用者のエアコン使用料を下げるように考えているか。そういう検討は行ってきたかどうか。その辺、確認したい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）各コミュニティセンターのエアコンを個別に集計することはしていない。利用するにおいても、例えば部屋を2時間使用するが1時間しかエアコンを利用しない場合もあるので、費用対効果的には考えを集計するのは難しいかなと思って、特にそこは集計していない。ただ、実質、指定管理者さんのほうで電気代をお支払いいただくことになっているので、節電等の呼びかけはしているかなと思っている。

○5番（佐藤龍彦君）市民の利用がほとんどであると思うが、やっぱり利用していく上で、認定団体とそうでない、個人的に借りたいというところでは、利用料の部分で差が出ると、エアコンの使用料まで加算されると一般で借りることは遠ざけられる可能性もあって、では、何のためのコミュニティなんだということも考えると、やっぱり市民が気安く利用できる方法を考えるべきである。そういうときに部屋の使用料は致し方ないとしても、エアコンまでとなると、かなり遠ざけらるようになって、でも、集まって会議をしたよという人もいると思うので、そういった方たちへの配慮はコミュニティセンターという名をつけるのであれば、そこら辺は考えていくべきであるので、今年度は致し方ないとしても、いろいろと検討課題はある。そういうところが管理運営であると思うので、要するに集計を取っていくとかデータを取っていくことも必要であると思うので、ぜひこれはお願いしておく。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。

昼食のため、午後1時まで休憩する。

午前 11時59分休憩

午後 0時58分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き会議を行う。

次に、第3款民生費のうち、第1項社会福祉費第6目国民年金事務費及び第7目国民健康保険費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は107ページからになる。発言を許す。

○1番（鈴木絢子君）110ページの成年後見支援センター運営事業委託料について伺う。今年度が初の事業だと思う。社協に委託し、利用に対する相談、他機関などと連絡、調整等を行い、後見人育成等をしていくとの話であるが、専用の窓口や別室のようなコーナー等も設けるつもりなのか。

112ページ、生活困窮者自立支援事業の12委託料、学習支援事業委託料であるが、令和3年度1,200万円から令和4年度1,090万円の減額予算とした理由と事業内容を伺う。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）成年後見支援センターは社会福祉協議会に委託し、専用の窓口を設ける。

学習支援事業の減額理由であるが、本事業に限らず、委託事業は常に内容の見直しを行っている。必要な事業ではあるが、利用がなかなか伸びず、経費の見直しは事業者と相談して、従来の事業を見直しできないかということであった。具体的には送迎して利用していただく事業であるが、現状は必ずしも今の体制は必要ないのではないか。原則送迎ということで、そういう体制に来年度は変更することに伴う減額である。学習支援事業の内容としては、困窮の連鎖というか、親が困窮世帯であれば、お子さんの世帯も困窮になりやすい、そういう現状があるから、そういうことがなるべく起こらないようにする。中学生が対象となるので、高校進学等に資するような学習を無料で支援するものである

○**1番**（鈴木絢子君）送迎支援とは学校までの送迎を学習支援で行っているのか。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）場所は伊東駅の近くにある。そこに来ていただいた方に対して、塾みたいな形式で学習支援をする事業であるが、遠方にいる方々は行きづらいので、希望者に対して送迎をしている。

○**1番**（鈴木絢子君）116ページの障害者手当等給付事業の特別障害者手当について、令和3年度321万円から令和4年度387万円に増額予算となっているが、その理由を伺いたい

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）障害者手当の増額の理由は、実情に合わせて予算増とした。特別障害者手当は、令和3年度98名、令和4年度予算は118名と20名ほどの増、障害児福祉手当は、令和3年度28名、令和4年度は25名、経過措置福祉手当は、昨年度3名、令和4年度は2名の予算としている。

○**1番**（鈴木絢子君）特別障害者手当、令和3年度98名、令和4年度118名と20名の増加が見受けられるのは、障がい者の方が20歳になるからか、事故とか障害になるケースが令和3年度で急増したのか。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）内訳の数字、資料は持ち合わせていないが、年齢によって障害者手当に移行された方もいるし、重度の障害をお持ちの方も増えているが、市としては、持ち上がりよりも、新たに入られた方が多いと考える。

○**1番**（鈴木絢子君）124ページ、結婚新生活支援補助金の補助内容、サポートセンターの設置場所を聞かせてほしい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）大きく2事業に分けて実施する。

1つ目の結婚新生活支援補助は、国の少子化対策重点推進交付金の2事業中の1事業である。

本事業は県が主体となり、さらに補助率を高くしている。結婚新生活支援事業として、夫婦ともに39歳以下の世帯所得が400万円未満に対し、夫婦ともに29歳以下の場合、最大60万円、夫婦ともに39歳以下の場合には上限30万円支給するものである。対象費用は、婚姻に伴う住宅取得費用、アパートの賃借費用、引っ越し費用等、主に住まいに係る費用を補助するものである。

2つ目のサポートセンターの件は別事業で、県主体のふじのくに結婚応援協議会へ市、町が参画する事業である。本事業がさきの交付金のもう一事業である。その内容は、サポートセンターを設け、マッチングシステムを構築するものである。サポートセンターは県内静岡市に1か所あり、相談所機能を備えている。中心である静岡市が出向いて、県内各市、町でイベント等を行うものである。市、町のメリットは、マッチングシステムを構築することにより、出会いや機会の少なさなど、本システムへの登録によりサポートを得られる。今後、各市、町でのイベントが計画され、市も今後検討していく必要がある。

○1番（鈴木絢子君）2個の事業があるようであるが、夫婦の補助をされる場合、マッチングサイトではなく、39歳以下、世帯年収400万円以下ならばどなたでもサポートを受けられると理解する。周知は婚姻届を取りに来たときに周知するのか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）ホームページや広報を活用するとともに、市民課で周知を図っていきたい。

○1番（鈴木絢子君）126ページ、委託料、子どもの居場所づくり事業委託料について伺う。昨年度75万円、6か所で、令和4年度予算は94万円ついている。今年度の見通しと、設置場所の増があれば新設地域を教えてほしい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）子どもの居場所づくり事業は現在6か所で実施しているが、コロナにより活動が制限されている。令和4年度の見込みでは3地区より相談があるが、具体的になっていない部分もあるので、先の見通しはコロナの感染拡大により変わらと思う。3か所増の地区は、湯川、荻、玖須美の一部で相談がある。

○1番（鈴木絢子君）ぜひ各地域に増やしてほしい。

126ページ、ひとり親家庭支援事業費の扶助費は、令和3年度に比べて全体的に少しずつ減っている。ひとり親世帯が減ってきたと理解してよいのか。減額理由を教えてほしい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）ひとり親家庭支援事業の扶助費の部分について、高等職業訓練促進費は毎年度、大学や専門学校等就職に役立つような資格を取る方に毎月の生活費を支給している。令和3年度は4人予定していたが、今年度で卒業となり、来年度は3人予定している。特にこの事業は、ひとり親家庭にとって、今後自立していくためには非常に重要な事業と考えているので、そのような対象者に積極的に進めていきたい。その他、ひとり親ファミリーサポ

ートセンター利用料助成事業は、対象となる児童扶養手当の受給者が多少減っているのので、現状に合わせ、必要に応じて減としたものである。

- **1番**（鈴木絢子君）132ページ、委託料、要措置児童委託料が令和3年度より260万円増額している。コロナの影響でこのような事業が増えてしまったのか、要因があれば教えてほしい。
- **幼児教育課長**（稲葉育子君）要措置児童委託料の増額分は、2人ほど増を見込んだ費用である。
- **1番**（鈴木絢子君）138ページ、ひとり親家庭等医療費助成費について、先ほどひとり親家庭児童扶養手当で減ってきたから扶助費が減ったとの話であるが、こちらの医療費が昨年度より増額している要因を伺いたい。
- **子育て支援課長**（石井弘樹君）ひとり親家庭等医療費助成事業の増額は、本議会にて増額補正とした。児童扶養手当の実際の人数は減っているものの、医療費の場合、所得税が非課税であることが条件となる。その部分があまり減っていないのと、子供の医療費が無償化された。もともとこちらはかからなかったが、子供の医療費が無償化されたことも踏まえて、病院の受診が少し多くなっているのではと推測している。そのために令和4年度は令和3年度の実績をもって増額した。
- **1番**（鈴木絢子君）民生費の最後の質疑である。140ページの扶助費について、生活保護の扶助費、昨年度は変動が少なかったが、人数の変動とかは特にないと解釈してよいか。
- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）生活保護の扶助費の金額が令和3年度と同額であるが、現在、生活保護世帯の7割弱が高齢世帯で、減少傾向がこの数年間続いている。ただし、コロナの状況で申請件数は増となり、差引きというか、プラスマイナス大体同程度か、今後の状況によってはひょっとすると増加傾向になるとの見通しの下、当初予算は令和3年度と同額計上とした。
- **3番**（杉本憲也君）最初に、その3の6ページでお伺いしたい。昨年度、福祉車両購入費が計上されていて、今年度、購入されたかと思うが、次年度、福祉車両の運用に関しての予算づけはどういった取扱いになっているか。
- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）昨年度、コロナの影響で、サービスを利用したいが、なかなかできない中で、困っている状況があったので、福祉事務所のほうに車椅子の方が乗れるような福祉車両を1台購入した。それで、ホームページとか市内の障がい者の事業者にお知らせして周知を図った。新年度の予算としては、買取りで購入したので、傷んでしまった場合などに備えての修繕費を計上している。
- **3番**（杉本憲也君）こちらもしっかり活用していただきたい。
続いて、7ページの意思疎通支援事業は665万6,000円減額になっている。その要因をお伺いしたい。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）昨年度はこの中に手話相談員の人件費が含まれていた。正確には人件費は別費目ということで、別のところに予算を移行したことが意思疎通支援事業の減の主な理由となっている。

○**3番**（杉本憲也君）費目変更ということで、了解した。

その3、10ページ、自立支援給付事業の中で自立訓練がある。機能訓練と生活訓練と書いてあるが、生活訓練について、昨年度までは自立訓練ということで、人数は3人となっていたと思うが、令和4年度は生活訓練に名前が変わって、10人とかなり人数も増えている。このあたりの事情を説明いただきたい。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）障害福祉サービスは非常に細かくなっている。予算の段階において、あまり細かくしてしまうのはどうかという考えの下、事業を利用している方は現在お一人いらっしゃるが、お一人以外の利用の方で、市内に事業所がないだとか、そういう事業に限っては掲載せずに資料を作成した。

○**3番**（杉本憲也君）より様々に使えるようにしたということか。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）昨年度は機能訓練と自立訓練としていたが、今回の資料には機能訓練と生活訓練とした。生活訓練については、令和3年度に利用が増えた。その代わりに、来年度、利用が1人の見込みである自立訓練のほうを削除して資料を作成させていただいた。

○**3番**（杉本憲也君）例示するものを変えたということで、理解した。

事項別明細書の108ページ、人件費の関係で、来年度、一般職の金額が少なくなって、新たに昨年度計上されていなかった会計年度任用職員という項目が増えて計上されているが、会計年度任用職員を増やした事情や、そもそもの話として、一般職と会計年度任用職員の担当業務にどういった違いがあるのか。会計年度任用職員同士でもフルタイムとパートタイムがいらっしゃると思うが、それぞれの担当業務は明確な基準があって分かれていたり、責任に差があったりするのかな。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）介護保険事業特別会計においても答弁があったが、本年度、会計年度任用職員の人件費をもう少し分かりやすくするというので、昨年度については、一般職の中に正規職員と会計年度任用職員が含まれていたが、今年度についてはそれが分けられた。人数については特に変わらない。

一般職と会計年度任用職員、パートタイム、フルタイムの業務の内容について、社会福祉課の中の話をしていただくと、フルタイム会計年度任用職員は、正規職員と同じ勤務時間で、現在、手話相談員とか、生活保護の窓口の相談員とか、就労指導を行う職員が対象となっている。また、パートタイム会計年度任用職員は、勤務時間がそれよりも短くて済むような窓口で対応する職員が中心となっている。

○3番（杉本憲也君）表示が変わって見やすくなったと理解した。

108ページ、手数料2,000円が新規計上されている。また、110ページに行くと、ゼンリン複製許諾料が増額されている。さらに、福祉基金積立金が34万4,000円減額となっているが、それぞれの要因や用途を伺いたいのと、福祉基金積立金については、残高の目標数値などは設定されているか。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）一般経費の手数料2,000円の用途は、社会福祉課の車両の車検の手数料となる。

ゼンリン複製許諾料は、災害時要支援者名簿を毎年作成しており、民生委員や社会福祉協議会に配付しているが、来年度は配付先を増やしたいということで、冊子の枚数に応じて許諾料も上がってくるための増である。

福祉基金積立金は前年度と比較して34万4,000円減額となっているが、大口の定期の利子が減額になったことが要因である。昨年度は福祉基金の大口定期が3億3,000万円、1年間で0.11%であったが、今回の予算では3億円に対して0.006%で、昨年度は36万3,000円の利子であったが、来年度は3億円で1万8,000円ということが減の要因である。現在、福祉基金の残高は3億3,000万円ほどあるが、これは平成30年度に約2億5,000万円の大口寄附をいただいて、それを財源として、はじめようITO新生活応援事業をやっている。現在の3億3,000万円から、はじめようITO新生活応援事業を引いたものが現福祉基金の実質的な残という計算になる。今後の事情によって変わるかもしれないが、現時点ではそのような状況となっている。

○3番（杉本憲也君）平成30年度に2億5,000万円の寄附があったということで、了解した。

112ページ、社会福祉協議会の関係で、今回、補助金の金額が減っていたり、その3を参考で見いただくと、4ページの社協の会員数が400世帯増加しているが、そういった要因について把握されていればお伺いしたいのと、現在、社協には市の職員が派遣されていて、当初の答弁等によると、ずっと恒常的に置くのではなくて、社協で独り立ちしてやれる体制を整えるまでの間で、3年ぐらいをめどにという話だったが、恐らく次年度が最終年度になると思う。冊子では事務局職員として13人となっているが、この中に本市からの派遣職員は含まれているか。また、今後、社協が職員を派遣しなくてもできるようになるための職員体制の構築について、市としての関わり方とか指導の内容等があったらお伺いしたい。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）初めに、社会福祉協議会の補助金の減額について、来年度、成年後見支援センターを社会福祉協議会に運営委託する計画をしている。前年度は成年後見事業に関わるものもこの中に入っていたので、その部分を差し引いたことが減額の理由である。

また、社会福祉協議会の会員数が400世帯増になっている要因について、毎年度、社会福祉協議会の会議で地区ごとに募集しているが、それを積み上げた。特段どこかの地区で会員がすぐ増えたというわけではなくて、それぞれの地区で会のほうの事業をお願いした結果、こうなったものである。この数年間はコロナの関係があつて、なかなか協力が得られにくい状況もあったので、元に戻った状況があるかもしれないと感じている。

評議員が昨年度に比べて10名ほど減って24人になったが、この理由として、他市の社会福祉協議会の評議員の人数と比較すると、伊東市の社会福祉協議会の評議員が多かったため、昨年度、市の法人監査で指摘をさせていただいて、それに基づいて社会福祉協議会のほうで人数を減らしたものである。

事務局職員の13人の中に派遣職員は入っていない。これとは別に市の派遣職員が2人いる。職員の確保については社会福祉協議会のほうで考えるような事項になるが、日常的に話をする中で、ある一定の年代に職員が偏ることはあまり好ましくないため、若い職員の方を雇用したり、収益事業として介護保険をやっているが、介護保険をやる上で、ケアマネジャー等の有資格者がなかなか確保できない状況がある。こちらのほうも何とかして確保したいという話を相談されるようなケースもあり、できる範囲で相談に乗っている。

- 3番（杉本憲也君）はじめよう I T O 新生活応援事業の給付金で介護職は使えたかと思うが、そういったものの活用も視野に入れて協議をされているのか。
- 社会福祉課長（稲葉祐人君）社会福祉課のほうで所管している事業になるので、積極的に活用していただきたいという話はさせていただいている。
- 3番（杉本憲也君）承知した。

続いて、114ページ、障害者自立支援事業の中で、その他借上料があつて、これだけでは不明である。新規で計上されているので説明願いたい。

また、自立支援医療費が300万円減額されていると思うが、こちらの要因をお伺いしたい。もう1点、116ページ、障害児福祉手当に関して、特別障害者手当が20歳以上で、障害児福祉手当が20歳未満という現在の運用であるが、この4月から成人年齢が18歳に引下げになる。次年度、法改正等により対象者が20歳から引き下げられるような可能性があるのかどうか、お伺いしたい。

- 社会福祉課長（稲葉祐人君）障害者自立支援事業のその他借上料の中身については、新しいソフトの借上げを計画している。中身としては、障害福祉サービス給付費をお支払いさせていただく中で、国保連のデータと市の持っているデータとの突合をして、誤りがあるかないかという確認を手作業で3日ぐらいかけてやっているが、県内の他市でこのソフトを入れて業務の効率化を図っていることが確認できたので、計画するものである。

自立支援医療費は、特定の障害に係る治療、具体的には人工透析とか、免疫機能障害とか、ペースメーカー、人工関節等があるが、医療保険の原則3割から、自立支援医療になると1割、収入状況に応じて月額5,000円とか2,500円を上限に負担が下がるものである。利用者の人数は、本年度64名ぐらいになっている。これは増加傾向である。ただし、治療の内容によっては1人当たりにかかる費用にかなり大きな開きがあって、例えば、人工透析の場合には1人当たり270万円ぐらい、免疫機能障害になると30万円ぐらい、肝機能障害は7万円ぐらいで、治療を行っている方の実態に合わせた予算計上とさせていただいたものである。

障害児福祉手当の年齢の変更についての情報は現在のところ届いていない。

- 3番（杉本憲也君）自立支援医療費は64名で、増加しているということであるが、全体的に試算をすると、300万円減額しても十分賄える医療費であるということではないか。
- 社会福祉課長（稲葉祐人君）現時点においてはそうであるが、いろいろなケースがある。また、費用がかかる治療の方が増えてくると現予算では不足する状況もあるかと思うので、そういった場合には補正予算などで対応させていただきたいと考えている。
- 3番（杉本憲也君）承知した。

事項別120ページ、今回、9万9,000円でPCBの調査委託料が計上されている。ただし静岡県だと高濃度PCBの処理期限が今年3月31日と法律上なっていたと思う。新年度、高濃度のほうは処理できないはずだが、計上されている内容と理由を伺う。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）PCB廃棄物については、委員ご指摘のとおり、高濃度のものは令和4年3月末が処理期限である。低濃度のものは令和9年3月末が処理期限である。このたび調査するのは城ヶ崎荘の変圧器等であるが、製品番号で照合した結果、高濃度のものには当たらない確認が取れている。このたびは、低濃度であるが、処理が不要なものであるか調査をするため予算計上した。

- 3番（杉本憲也君）低濃度も処理期限がある。万が一そうだった場合、期限までには処理を完了させるということで承知した。

同じ120ページ、新規計上の温泉供給契約更新料について伺う。

124ページ、児童福祉システム改修委託料が減額されている理由を伺いたい。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）温泉供給契約更新料は、伊豆高原分譲地内に位置する城ヶ崎荘について、利用者の入浴に供している温泉は10年ごとに供給契約を行っており、前回の契約が平成24年だったので、来年度中に契約期間が切れることから、契約を更新するため145万2,000円の予算計上を行った。
- 子育て支援課長（石井弘樹君）児童福祉システム改修委託料の減額理由だが、昨年度は制度改正とかマイナンバーとか税制改正とか、改修する内容がかなり多かったため200万円強の予

算を計上していたが、当年度は1改修のみということで減額になっている。この費用は毎年流動的な予算計上になっている。

○3番（杉本憲也君）承知した。

124ページ、結婚新生活支援補助金で、今回、県の制度とのパッケージもあると思うが、39歳以下に設定している理由と、あと、結婚に対するお祝いという意味合いが強いのであれば、さきに議決した祝い金制度に組み込むことも考えたのかと思うが、祝い金ではなくて補助金にした理由。そして、補助金というのは何かしらの経費に対して補填する意味合いがあるので、助成金という仕組みもあったかと思うが、助成金ではなく補助金にしたのはなぜか。最後、課税や差押えに対してこの補助金はどうなるか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）結婚新生活支援補助金を39歳以下に設定したのは、これはもともと国が制度設計したものに準じたもので、推測になってしまうが、少子化対策の一つで国が行っている事業という中で、ある程度子供を産みやすい、年齢が低い方に対して補助制度を設けるというのがあって、こうなっているのではないかと思う。また、補助金とした理由は、これも同じように国の制度設計の下、伊東市も準じて行うところであるが、こちらは結婚の祝い金というよりは、経済的な理由で結婚がなかなか難しい方に対して、例えば結婚によって引っ越して夫婦で住むところで、移動、住宅取得、家賃などを補助する制度になっている。そういう観点から補助金ということで設定している。

○3番（杉本憲也君）祝い金という形ではなく補助金としたということで承知した。課税と差押えの関係はどうか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）その部分については、また確認したい。

○3番（杉本憲也君）よろしく願います。

126ページ、誕生祝金は250人で計算されているのかなと思うが、去年の出生数は220名弱で、かなり数を伸ばさないといけない中、伊東市として、この250人を達成するための取組や工夫があったら伺う。

○子育て支援課長（石井弘樹君）出生数の増加というのは、期待を込めてというのももちろんあるが、なかなか難しく、本市のみならず他自治体においても、国にとっても喫緊の課題である中、様々な取組が行われている。この問題は、私どもだけではなくて、就労とか医療費とか、いろいろなものが絡み合った課題があると思う。取りあえず子育て支援課ができることの中で説明すると、子育て支援課としては、子育て世代に対する経済的な支援を行うことによって経済的負担の軽減を図るとか、安心して妊娠、出産、子育てができるような支援をし、サービスをより充実させていきたい。また、令和4年度についても、入学祝金の新設とか、誕生祝金の支援の中で住民登録要件の撤廃等を行った中で、積極的に移住などの推進を図り、取組を進

めるとともに、他の自治体と比べて決して取組が少ないわけではないと思うので、このようなことを積極的に情報発信して、より伊東市が子育てしやすいまちであることをアピールしていきたい。

- **3番**（杉本憲也君）こちらはぜひ達成をお願いしたいところである。全部署で協力体制をしいて、一見すると弊害になっていないようなところも弊害になり得ることもあるので、再チェックをお願いしたい。

126ページ、子育て支援事業で通信運搬費とか手数料がある。新規計上だが、内訳を伺う。

同じ126ページ、高等職業訓練促進費というのは非常に重要な施策だと思うが、108万2,000円減額された要因を伺う。

- **子育て支援課長**（石井弘樹君）子育て支援事業の通信運搬費については、入学祝金対象者への通知費用である。案内通知、申込申請書の通信、申請書の返信用費用、支払い通知書の費用を21万3,600円、21万4,000円計上している。残りの手数料については、子育てアプリの利用料が毎月16万5,000円掛ける12か月ということで198万余円計上している。

高等職業訓練は、昨年度は4人予定していたが、今年度利用している方が1人卒業するので、1人減ということで減額になっている。この事業については積極的に周知をしていきたいと考えている。

- **3番**（杉本憲也君）重複して申し訳ない。

次に128ページ、一般経費の修繕料が増額になった要因と、使途を伺いたい。

あと、子育てのための施設等利用給付費が12万円減額になっている理由。

さらに130ページ、保育園の賄材料費で、幼稚園とか学校では地産地消の取組をやっていると思うが、保育園では給食でそういった取組を実施しているか。

- **幼児教育課長**（稲葉育子君）一般経費の修繕料が前年度より増額となっているのは、幼児教育課で所管している車両1台が、今年、車検に当たるためである。

子育てのための施設等利用給付費減額の理由は、保育料の無償化に伴い、2号・3号認定を受けているけれども保育園等に入れない方が、認可外施設や一時預かりを使ったときに給付するものである。実績に応じてこのように減額した。

保育園の賄材料費に地産地消の取組が含まれているかということだが、保育園においても材料を地産地消ということで購入している。例えば漁協からすり身を購入し、加工してちんちん揚げやさつま揚げを作っている。また、静岡県産ネギ、もやし等を購入している。直近では、2月の献立に2回ほどアジを含めたメニューを入れた。

- **3番**（杉本憲也君）地産地消をやっていただき感謝する。小学校等でもやっているの、管轄

の省庁も違うが、ぜひとも教育と福祉、保育の連携を図った中で地産地消を盛り上げてほしい。

下水道の負担金補助及び交付金で、今回、下水道使用料が増えたり、新規計上で下水道事業受益者負担金というものが設定されたが、何か事情があるのか。

○**幼児教育課長**（稲葉育子君）新規計上の下水道事業受益者負担金については、富士見保育園の駐車場のところを供用開始するための負担金である。あと、下水道使用料増額の要因は、公設公営の4園については全部下水道のつながる地域に存在しており、コロナ対策のため水の使用量がかかなり多くなっている。水道量に応じて下水道のほうも増額になっている。

○**3番**（杉本憲也君）水の量が増えているということで承知した。

132ページ、保育園や認定こども園で保険料が計上されているが、こういったものに使われるのか、イメージが湧かないので教えてほしい。

また、子育て支援センターの運営等事業で消耗品費とか修繕料とか庁用器具購入費が増額されているが、増額の要因をお示し願いたい。

○**幼児教育課長**（稲葉育子君）私立保育園と認定こども園の保険料は、全国市長会学校災害賠償補償保険のものである。保険の対象となるのは、学校ということで、児童福祉法に基づく公営、社会福祉法人等の保育所も対象となる。

子育て支援センター運営等事業の中の消耗品費、修繕料、備品購入費の増額は、国のほうの補助金を活用してコロナウイルス感染症対策における消耗品、コロナウイルス対策として例えば非接触型の蛇口を取り付ける等の簡易修繕に充てる修繕料、備品購入費もコロナ対策用備品を購入するための費用ということで増額となっている。

○**3番**（杉本憲也君）134ページ、児童扶養手当給付事業の中で扶助費が減額されているが、対象人口が減少したというのが理由か。所得の関係が変動したような事情はあるか。

136ページ、さくら園の作業療法士の謝礼が減っている理由。

138ページ、子育て支援医療費助成費は前年度と同額を見込んでいると思うが、積算の根拠。また、現状、使用が多い診療科はどこか。また、成人年齢の引下げに伴い、今は対象年齢が18歳、高校生までだが、18歳は大人だからということで外したりという可能性はないか、確認したい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）児童扶養手当の扶助費の減額は、対象者が減少しているのも一つの要因だが、平均の支給額も多少減っている。例えば親などとの同居によって対象外というケースもあろうかと思うし、収入が多くなったということも要因の一つかなと考えられる。

さくら園の作業療法士の減額理由については、比較的高い頻度でお願いしていた作業療法士の方が、自己都合により回数が減少した。ただ、障がいを持つ子にとっては専門的な資格を持つ方の支援は必要と考えるので、予算的には多少減額したが、さらに余裕があるので、資格を

持った方などを探して子供の支援につなげていきたい。

子育て支援医療費助成費を前年度と同額に見込んだ理由だが、医療費の見込みというのは、その時々のはやりによって変動するため難しい。本来は自己負担額を撤廃した令和2年度の決算を参考に計上したかったが、コロナによって令和2年度はかなり助成額が少なく、参考にならなかった。予算作成時に、令和3年度の執行状況とか、冬の期間はちょっと増加傾向にあるので過去の実績を考慮して、ほぼ今年度の予算と変わりがないと判断し、前年度と同じ金額にした。使用が多い診療科は、国保連から病院別とか入院・通院別などの資料が届き、それに基づいて支払いをしている関係で、診療科ごとの統計は取っていないが、子供の医療ということで、圧倒的に小児科が多いと思う。加えて中学校、高校になると部活動等が始まるので、整形外科なども比較的加わってくる。成人年齢引下げに伴ってということは、今のところ考えていない。

○委員長（中島弘道君）10分間ほど休憩する。

午後 2時 3分休憩

午後 2時11分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○5番（佐藤龍彦君）説明書5ページ、はじめようITO新生活応援事業ということで、これも今年で2年目になる。今朝の伊豆新聞で44人の利用者があったということで、一面で大々的に報道されており、この事業自体が、その44人が今年度、伊東に来られた人なのか、それとも1年半ぐらい、2年ぐらいで来られた延べの人数なのかということと、記事によると沖縄からも来られたという、結構全国的にこの事業自体が知らされたのか、その辺の周知がどのように行われているのか。それがこの事業の中の経費でどのように働いているのかということ。来年度、また同じようにそういった形でというのか。さっきの答弁では関東圏のほうが多かったようなことも言っていたが、その辺が、人材を伊東に呼び込む、これはすごくいい取組だと思うが、どのような形で今やられているのかも願います。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）今朝の伊豆新聞の記事で44人と言われているが、その内訳であるが、大綱質疑でもあったが、昨年度の10月から実施して、昨年度の半年で24人、今年度については、1月末までで20人、合わせて44名、さらに10名ぐらいは今年度中という状況となっている。周知については、昨年度、始める段階でどの程度実際に利用があるのか非常に心配でしたが、できる限りの周知はしようということで、広報やホームページ、地域の新聞、また、市内の事業者へのお知らせ、また、東京や大阪の県の事務所や近隣の大学、そういったところにてできる限りの周知を図ったところである。沖縄からも来たという記事が出ていたが、

44人のうち、ホームページや新聞を見て来たという方が合わせて大体10人ぐらいという状況である。それ以外の方はどうかというと、地元の事業者の採用活動の中で、伊東ではこういうものを行っているからぜひ来ていただきたいということで利用につながった状況である。

○5番（佐藤龍彦君）ホームページ、新聞、大体定期的に見られる、言うなれば世界でも見られる状態にあるということは、それなりに周知ができたのかと思う。引き続きお願いしたいということと、事業者の採用活動ということで、ある意味、官民一体が取れたのかということだと思うが、事業者としてはどこがメインになるのか。介護とか、病院などもそうかもしれないが、その内訳は大体分かるのか。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）2か年の44人の内訳であるが、医療関係が44人中34名、介護関係が7名、保育、認可外を入れて3名となっている。

○5番（佐藤龍彦君）次に移って、説明書は40ページ、認定こども園の関係であるが、前回まで違う委員会にいたので詳しい内容をお願いしたい。これはもともと民間の保育園、愛育クラブが幼保一体型連携ということでやられ始めたと思うが、補正予算ではマイナスで、利用者が見込みより少なかったということだと思うが、来年度に向けての補助事業として出ていく、給付金補助ということであるが、保育士と幼稚園教諭という、要するに、性格が異なるものが一体型になっているということで、その辺で保育と教育というところの、利用する側は、その中で常時切替えが可能になっているのか、それとも、もともと年間として保育を利用するのは保育のみ、幼稚園を利用するのは幼稚園のみとしてあるのか、その辺は市のほうで把握されているか。

○幼児教育課長（稲葉育子君）認定こども園は伊東市内に1つある。川奈愛育クラブの運営の中身ということではないかと。幼稚部と保育部とある。3・4・5歳児について幼稚部がある。中の動きとしては、保育部と幼稚部、同じ動きをするというようなことで聞いている。愛育クラブについては本年度から開始しているが、幼稚部と保育部と同じ動きをしていく中で、休日保育を今年度からやっているということで内容は聞いている。

切替えが可能かというのは、保育部と幼稚部との切替えかと思うが、認定こども園であるので、就労の有無にかかわらず入園ができるのが認定こども園の特徴である。保育部のほうに余裕があれば幼稚部から保育部のほうへ、親が就労したときには1号認定、2号認定のところを変更していくと。今年、3年度については、幼稚部と保育部を行き来した例もある。

○5番（佐藤龍彦君）認定こども園のメリットの部分が今回働いたということで、ただ、保育自体の、要するに、先生の方針というのが保育士と教員という形で子供たちとの接し方というのが今の説明だと一体ということでは言われているが、先生たち同士での協議というのは結構スムーズに行われたのか。そこに市の援助というか、サポートみたいなものは入ったのかどうか

を確認させてもらっていいか。

- 幼児教育課長**（稲葉育子君）今回、川奈愛育クラブが認定こども園へ移行した際に、職員の連携体制については愛育クラブのほうがやっており、幼児教育課、市のほうから特にこの件で支援という形をしたことはない。中の運営についてはスムーズであるということで園長からは話を伺っている。
- 5番**（佐藤龍彦君）今年度のことを持ち出してあれであるが、利用者が当初の見込みよりは少なかったということで、来年度に向けてはその辺が少し課題になってくるかと思うが、市と愛育クラブとの間での利用者を増やすというか、その辺は何か話し合いみたいなものはされているのか。
- 幼児教育課長**（稲葉育子君）市のほうとしては、伊東市のホームページで愛育の紹介はしている。あと、特に話し合いを持ったところではないが、3・4・5歳児の幼稚部については、議場でも申し上げたが、初年度というのはやはり難しい。5歳児については次の年、5歳から入る方については恐らく選択する保護者の方もいらっしゃって、今年、3・4歳児は4人いる。これから先、3年ぐらいを目安に、うまく流れていく目安になっていくかと思っている。
- 委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費のうち、第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は143ページからである。発言を許す。

- 2番**（長沢 正君）1点だけ。事項別明細書の150ページの予防接種事業の中で真ん中辺の子宮頸がん予防ワクチンの件であるが、会派のほうで1度これに関して一般質問で聞いた経緯があって、令和4年度から標準的な接種期間に当たる13歳及び令和4年度で14歳から16歳になる女子に対して個別勧奨の実施が求められたことから、対象者に対してリーフレット及び予診票を送付して勧奨していくという回答をいただいたが、それに漏れた平成9年度生まれから17年度生まれの女子に対しても個別勧奨をしていくとあるが、勧奨方法は同じようにリーフレットと予診票で同じなのか、全然別の方法で勧奨していくのかを聞きたい。
- 健康推進課長**（大川貴生君）子宮頸がんワクチンの関係であるが、平成25年に積極的勧奨はしないことになって以来、この4月から積極的勧奨を再開するという形になった。今、ご質疑いただいた対象年齢に当たる小学校6年生、12歳から高校1年生に当たる16歳の方々と、あと、これまで積極的勧奨を控えていた年代である17歳から25歳まで、この年代をキャッチアップ対象年齢という形で、併せた対象者の方々に今回、子宮頸がんワクチンの接種のお知らせ、受診票等も併せてお送りして、接種ができるような形のご案内をしていきたいと考えて

いる。

対象年齢の方々は大体12歳から16歳で1,098人、キャッチアップ年齢の17歳から25歳の方が1,655人ということで、2,800人ぐらいの人数になると思うが、この方々が4月から接種が受けられるようにということで、これまで市内の医療機関で子宮頸がんワクチンを実施していたのが5医療機関あったが、今回、このように拡大をされるということで、医師会にもお願いをして、さらに5つの医療機関が今回参加をしていただいて、10の医療機関で子宮頸がんワクチンが受けられる形での体制を整えながらお知らせをしていきたいと思う。新たに国のほうからもリーフレットが出されているので、子宮頸がんワクチンのお知らせを含めてお手元にお届けして、接種するかどうかもお判断いただきながら周知をしていきたいと考えているが、何分、人数が急に多くなるので、発送に当たっても対象年齢の一番上位である中学校3年生とか高校1年生を優先的に送らせていただいて、その後、順次、キャッチアップ年齢であったりとか残りの対象年齢という形で、接種券の発送についても工夫をしながら、順次接種が進むような形でご案内をしていきたいと考えている。

○**5番**（佐藤龍彦君）まず、説明書は1ページである。新規事業になる。保健計画策定事業ということで、再来年度からの計画を策定するに当たって来年度からアンケート調査を行うということ、議場でも質疑はあったが、もう少し細かくアンケートの対象年齢とか、どの辺まで絞ってやるのか、それとも全市的にやるのかが分かればと思うが、公表の資料のときの中では債務負担行為での設定金額が400万円ということで、今後150万円がプラスされていくという策定事業になっていくということに、全額で400万円ということなのか、その辺も詳しく願います。

○**健康推進課長**（大川貴生君）伊東市の保健計画策定事業についてである。この計画は、伊東市保健計画という形になっているが、この中には健康増進計画、母子保健計画、歯科保健計画、食育推進計画、この4つの計画が合冊になった1つの計画として10年を見据えた計画となっている。令和4年度についての事業としては、まず主要なところとしてはアンケートの実施ということで、調査対象は幼児や保育園児、小学生、中高生、一般成人、高齢者等、世代ごとに区切りをして、それぞれに質問書、アンケートをお送りして、年代ごとのご意見を集約していくという形を考えている。項目の内容としては、先ほどの4計画に共通するような事業であったり、あとは食育とか運動、例えば歯の健康に関するものなどの項目を参考にはしているが、今後、委託をする中で事業所と協議をしながら詳細な項目は決めていきたいと考えている。債務負担で計上するのが400万円ということで行うが、来年度、令和4年度のアンケートを踏まえて具体的に計画の策定を令和5年度に実施するというので債務負担行為をさせていただいて、2か年で実施するという予定を考えている。

○5番（佐藤龍彦君）アンケートの対象、世代ごとということで、それぞれに特化した計画を策定して、ある程度、いろいろな人が推進しやすい方向にしていくということだと思うが、それでいいのかどうかということと、委託ということで、実施したアンケートを集計して計画を策定していくのが委託先になるということでもいいのか。聞き間違いだったら申し訳ないが、願います。

○健康推進課長（大川貴生君）まず委託をするというのは、そのアンケートの実施も含めて、計画の策定の部分のところへの、私どもが求めているのが豊富な実績とか高い専門性を持った事業所で、当然、市の計画であるので市のほうでいろいろな今までの計画の検証であったりとか今後の方向性は検討していくが、それに対して事業所からのアドバイスや専門的な意見を聞いた上で最終的にはまとめていきたいと思っているので、そういうところへの助言、アドバイス等も踏まえた委託契約を考えている。

○5番（佐藤龍彦君）健康計画という、要するに、市民の健康をどう維持していくか、守っていくか、特にお母さんたちでよく言われるのが学校で歯磨きをさせてもらいたい。でも、水道の狭さがあったりしてなかなか難しい学校施設もあったりとか、それが、この策定をしていく中でいろいろな人の意見が出てくるのはすごく大切なことだと思うので、そういった意見を取り入れてぜひ進めていただければと思う。

今度は、説明書5ページ、これも新規事業で転入者の集団型子育て支援事業ということで、転入してきた方が子育てする際に孤立しがち、それはよくある話だと思うが、ただ、転入者というだけではなくて、例えば結婚を機にパートナーの住む伊東に入ってきたことによって、ちょっと地域の人との関わりが難しい人もいると思う。そういう人たちもこれを利用できるのか。もしなければ、系統としては内容として入ってくるのかどうかをお願いします。

○子育て支援課長（石井弘樹君）転入者の集団型子育て支援事業については、委員が今おっしゃるとおり、孤立しがちな転入者の親子に対して話し相手だとか相談相手だとか、仲間づくりとなるような集団型の支援をするというような計画でいる。そんな中で対応としては、転入者の方が来られると、もちろん児童手当とか、あとは妊娠中に転入されたということであると妊娠届、母子手帳の交付があるので、その辺で、ぜひこういうものがあるということを積極的に周知を図りながら、対応する方についても、今現在、市内の事業委託でやるようなことを考えているが、その中でいろいろ資格を持った方も含めて、市内で子育てをしている方だとか、そういう方と接することと、あとはほかの事業でも集団型の事業をやっているの、そのような事業と交流をして、より転入者の方が市民の方と接するような機会を設けていきたいということで計画している。

○5番（佐藤龍彦君）孤立しやすいというのは、特に伊東みたいな田舎だと、やはりその地域

地域で特色があったりとか、横のつながりが強過ぎて、なかなかそのコミュニティーに入っていけないという方は結構いると思うし、そういったところへの差し伸べる手というのは、市役所であったり、あとは、そこの地域の代表になる方を巻き込むことも必要になるかと思うが、そういったことも、この支援事業の中には組み込まれるのか、今後、そういうのは考えられるのか、その辺をお願いします。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）伊東の広い地域であるので、地域ごとにいろいろ特色もあるかと思うので、取りあえず今回は今言ったような形で実施させていただく中で、今後、より伊東市の住民として子育てになじんでもらうような形がどのようなものであるのかということも確認しながら事業を実施していきたいと思っている。

○**5番**（佐藤龍彦君）ぜひお願いします。

今後は説明書7ページ、これは皆さんも聞くと思うので、自分のほうは問題点というわけではないが、聞きたいところを聞かせてもらおう。新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで、3回目の接種はもう既に1月、2月から始まっているが、これは4月からの接種の予定者に対する予算ということで、それでいいのかどうか。年度内は既にどのくらい接種が終わっていて、年度明けの新年度からどのくらいの方が接種予定なのか、まずその辺、細かく数字が分かればお願いします。

○**健康推進課長**（大川貴生君）今回お示しをさせていただいたのは新年度予算であるので、4月以降の接種に関する事業費として計上させていただいている。当初の予算上では、当時はまだ8か月経過をとということであったので4月以降に接種する予定者として計上しているのと、あと3月までに行うものとして計上するものという形で行っていて、今これで4月から行う接種としては、集団接種としては1万1,070件分を集団接種でやるのか、あとは、個別接種では1万5,572件という形で想定をして新年度予算では計上しているが、その後、前倒しをすとかということで、本来予定として4月以降に接種を予定していた方々も3月中に接種ができるような状態で今進んでいるところもあるので、その点についてはまた今後、今のところだと9月30日までに接種するというので、今、国のほうが接種期間を設けているので、そのような形になっている。補助金等の対象についても7月30日までという事業の設定で、今補助金の想定がされているので、それに基づいて予算の設計はされているが、今後、国のほうで、そこら辺の接種の期間であるとか、また、いろいろなところでの見直しが出てくるとも想定されるので、それは国の指示を確認しながら、場合によっては補正のほうで対応させていただきながら新年度進めていきたいと考えている。

○**5番**（佐藤龍彦君）先行接種に関しては、今後、計画はあるのか。既に予約でいっぱいというお知らせが来ていて、先行接種がもうできないのかなと思っている人もいると思うので、その

辺の情報を小出しにする考えがないかどうかをまず確認したい。

東京に住所があって、こっちの別荘で半永住状態にしている方とか、伊東には伊東に住所のない方は結構多いと思う。特にそういう方というのは高齢者が多くて、自分の接種が心配であるので早く打ちたいと希望していても、伊東市民をまず最優先にという話で、不安が残っている状態の方は結構いらっしゃると思うが、特に高齢者はオミクロンでも重症化しやすいと言われている状況であるので、その辺の相談があった場合、どういうふうに流しているのか。その辺、確認をお願いしたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）まず、先行接種がどのように進んでいるかというお知らせであるが、今現在の状況としては、主に65歳以上の高齢者の方々になるが、1回目の接種日を指定させていただいて、個別接種、集団接種両方、日時と場所をお知らせした形で通知している。今、その日程で進んでいる状況であるので、その中で接種していただく。さらに、指定されているほうはファイザーのワクチンを利用するが、それよりも早く打ちたい方についてはモデルナの接種会場、そして市民病院の毎週水曜日の接種であったり、個別接種でも、空いている医療機関については、3月7日からモデルナを使った個別接種を実施している早いところもあるので、そういうところは先日報道にも取り上げていただいたり、伊豆新聞の広告に載せたり、接種券を発送する際にも、その方々にはそのようなお知らせを発出しながら情報提供して進めている。2回目接種が8月10日以降の方々については、指定する方法から各自で予約していただく方法に切り替えて今接種券を発送しているので、そういう方々については接種券をお届け次第、今、予約が可能な個別の医療機関へ予約していただいて、まず接種日の予約をするという形で進めていただいているところである。

2点目の住所地外の方々、確かに別荘にお住みで、住所が東京、神奈川の関東と、市外にいる方からの問い合わせは多くあるが、本来のワクチン接種は住民票がある自治体で接種するというのが大原則になっているので、そちらをご案内している。ただ、国からも認められている要件、例えば単身赴任で来られている方、里帰り出産で戻られている方、かかりつけの医療機関にかかっている、市外の医療機関にかかっている場合は、その住所地外ではない医療機関でも接種ができると。あとは入院している方、入所している方についても、幾つかの住所地外でも接種できる要件が示されているので、それに合わせてご案内しているが、それに該当しない住所地外の方もいる。そういう方については、まだ市民の方の接種が進んでない中で市外の方々に接種していただくというのはなかなか難しい状態であるので、現時点では原則論のお話をさせていただいて、ご自分の住所地で接種していただく形のご案内をしている。

○**5番**（佐藤龍彦君）分かった。該当しないと言っても、高齢になれば、ある程度市内にかかりつけの病院があったりする可能性はある。市に相談するよりも、そっちに相談したほうが早い

よということなのかどうか。僕の聞いている高齢者は100歳近い方であるので、その辺は年齢を聞いて、状況に応じて、そういうアドバイスができるようにしたほうがいいと思う。一概に該当しないので、あなた、市内の人が終わるまでは待ってくださいではなくて、もっと臨機応変に対応できるほうがいいかと思うが、どうしても原則を重視してしまうのか。その辺教えていただきたい。

- 健康推進課長（大川貴生君）私どもが進めるに当たって、まず示されたルールどおりやるという形で今進めているが、原則、住民票があるところで接種していただくとなっている以上、伊東市民の方がまだ接種されてない中で、住所地外の方はそちらでも接種できる権利をお持ちなので、まず、住民票は動かすことができないのか。長く伊東に住んでいらっしゃるのであれば、住民票は伊東に置くべきではないかというご説明もさせていただきながら、状況はいろいろお聞かせいただいて、それに合うようであれば、国のルールに基づいた対応で、こちらのほうで住所地外接種という形でお出しさせていただいてはいるが、今はこっちにいますので、こっちで打ちたいという事情となると、やはりそこは原則論で出てくるので説明させていただく場合があるが、委員の今のお話のように、高齢で、こちらから動けないとか、あとは病院にかかっているというご事情があるようであれば、そこはまずお話をさせていただき、ご相談にのりたいと思う。
- 1番（鈴木絢子君）予算案説明書の146ページ、母子保健事業の委託料は前年に比べて減額されているが、養育支援訪問委託料は増額している。この養育支援訪問というのはどういうことをされていて、こちらの増額理由があれば教えてほしい。
- 子育て支援課長（石井弘樹君）養育支援訪問委託料の事業については、乳児の全戸訪問であるとか事前の妊娠届等の際の家庭の状況であるとか、置かれている状況によって、養育支援が特に必要でない家庭に訪問して保護者の育児や家事等の支援をするような制度である。大きく2つに分かれており、育児・家事支援と専門相談支援ということで、特に育児・家事支援の部分について、近年数が多くなっている部分も含めて16万1,000円の増額になっている。
- 1番（鈴木絢子君）これは、自らがこういうふうに関心を持って支援を希望しているわけではなくて、受診であったり、保健師さんが見たときに、この人は精神的に支えてあげたいという救い上げでの事業ということだよかったか。
- 子育て支援課長（石井弘樹君）委員おっしゃるとおりで、家政婦さんとはちょっと違った意味を持って、育児をしていく中で、この家庭には支援をしないと子育て、育児が困難ではないかということの中で支援をするとなっている。
- 1番（鈴木絢子君）続いて148ページ、先ほど転入者の集団型子育て支援の話をお伺いしたが、市内の公共施設や店舗で実施予定と何かで見たが、どういったことを考えているのか。

その下のアウトリーチ型産後ケア事業について、生後1年未満の母子と伺った。先ほどの養育支援とはまた違ったケアという形で、どういったケアをされていくのか、どういった方が対象なのか、また、どのような目的なのか教えていただきたい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）まず初めの転入者の集団型子育て支援事業については、先ほど申し上げたとおり、孤立しがちな家庭に対して集団型の支援をしていくものであるが、会場については調整中という中で、まだ具体的に決定はしていない。

次のアウトリーチ型産後ケア事業については、もともとと同じ委託料の中に産後ショートステイ・デイサービス事業がある。この事業については、母子が病院に出向いて病院で支援を行うものであるが、逆のパターンと育児支援であるとか、母体のケアであるとか、そういうものに関して専門的な支援を受けたい方がおられた場合には、逆に在宅の助産師さんをお願いして、こちらのほうから母子の家庭に出向いて助言、アドバイスを行うというものになっている。簡単に言うと、産後ショートステイの反対の取組と。来てもらうのではなくて、こちらがアウトリーチ、出ていくというものになっている。

○**1番**（鈴木絢子君）自らこういったものを受けたいという希望があれば出向くということでしょうか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）そのとおりである。

○**1番**（鈴木絢子君）続いて、150ページの予防接種事業について伺う。日本脳炎予防接種委託料がある。たしか昨年、日本脳炎のワクチンが不足していて受けられなかったという方がすごく多かった1年だったと思う。昨年受けなかった方がまた今年度受けることになると思うが、予算は去年と変わってないが、こちらのほうは大丈夫か。

○**健康推進課長**（大川貴生君）公費で負担する部分としては、定期接種で認められている接種期間が生後6か月から90月に至るところの対象月の期間に接種した方々に対して行うものになっているので、期間を超えてしまった部分については自己負担での接種になったりすることもあるので、計上としては、対象年齢の人数に合わせた予算措置という形で今設定されている。

○**3番**（杉本憲也君）事項別明細書146ページになるが、私から不妊・不育治療費の助成金に関して伺う。次年度減額されているが、不妊・不育治療に関して保険適用になっているかと思うが、その影響で減額されていることが主な内容でよかったか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）おっしゃるとおりである。ただし、内容について、まだ正式通知は来てないが、最近、国のほうで発表があった中で、内容は結構複雑であったりだとか、保険適用に年齢制限があったりだとか、回数制限があったりだとか、どういう感じにするのかも分からない中で、今現在、補助制度についてシミュレーションなどを行いながら検討している段階である。今後、今言ったように、先進医療という考え方など複雑な部分があるので、他市

町の状況を含めて確認しながら、当面は現行のまま進めることも含めて、さらに検討を進めていきたいと考えている。

○**3番**（杉本憲也君）制度は国も変わるということで、今、検討中ということで、制度が固まってであるが、大方、次年度、この助成金がスタートできるスケジュールなどが判明していたら伺いたい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）申し上げたとおり、今、かなり制度設計している。その中で、この取組というのは少子化対策のために行われた事業で、そういう方に対して負担を軽減するというところで保険適用になったので、例えばこれによって、今までより負担が増えてしまったということにならないような制度設計に努めたいと考えている。

○**3番**（杉本憲也君）負担増にならないようにということなので、場合によっては、保険適用外の部分についてもサポートできるような、かなり幅広く助成対象になるような制度設計も十分考えられるということでしょうか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）例えば県であるとか、今までも一部、保険適用の部分はあったが、その部分も認めていたりだとか、今回、保険適用が、県の補助金も年齢制限があったが、伊東市の部分については年齢制限はなしでやっていたので、そこの部分については、今までどおり、例えば年齢が45歳という方に対して市の助成だけは受けられるような形にしたい、今までどおりの形にしたいと。先進医療についてはなかなか複雑な部分があり、もうちょっと長い目で見た中で判断していきたいと考えている。

○**3番**（杉本憲也君）幅広く核になる事業だと思う。ぜひよろしく願います。

150ページ、新型コロナウイルス感染症予防対策事業に関してであるが、次年度、報償費のところでは謝礼が新設されてかなり大きな金額になっている。また一方で、昨年度、委託料の中ではオペレーター派遣手数料が計上されていたが、今年度はそこから外れている。こちらの削除理由、また新規計上理由の内容を伺いたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）まずは謝礼の新設である。これは新型コロナワクチンの集団接種会場に従事していただいていた保健委員、あとは看護師の方々への謝礼の計上である。1日、集団接種会場では保健委員の方が6人程度、看護師の方が3人程度従事していただき、看護師の方については経過観察であったり、保健委員の方については案内業務の従事をしていただいている。本年度についても、12月補正で1,351万8,000円の増額補正をさせていただいて、現在実施している集団接種会場においても、保健委員、看護師の方々には同様の人数で今配置して従事していただいている状況である。

2点目のオペレーターの派遣手数料の関係であるが、今年度の当初予算では、専用コールセンターのオペレーターの確保として、会計年度任用職員としての雇上げの部分と派遣による部

分と両方の方法を当初では見込んでいたが、会計年度任用職員による配置で予定していた人数が可能になったので、12月補正でオペレーターの派遣委託料の全額を減少している。このため、来年度以降についても、今従事していただいている会計年度任用職員の配置がそのまま見込めるということで、オペレーターの派遣委託料を令和4年度には計上しなかったという経緯である。

○3番（杉本憲也君）分かった。オペレーターに関しては会計年度任用職員で雇い上げでとなっているが、そうすると、今までは日時指定で原則やって、予定を変える人だけ連絡するということであるが、個別接種も含めて、各自で早く来た人は連絡をとという形に予約体制の強化が次年度急務になるのかなというところがあるが、現状の予約体制がどういう形で、回線がどれぐらいあって、受付時間がどうでということ、次年度、予約を多く必要とする場面があると思うが、ウェブの活用も含めてどういった形で対応するのか伺いたい。

○健康推進課長（大川貴生君）現状の予約の体制についてであるが、基本的には日時の指定をしたものでお示ししているの、それで何も変更なければ、こちらのほうにお問合せ、予約することなく、接種会場に出向いていただければ接種ができる状態になっているので、おおむねキャンセルであったりとか、日程の都合が悪いという方での対応になっている。今回、県の大規模接種の受付支援も行うようなことも2月にあったので、予約システムの市の中にあるコールセンターとは別に予約コールセンターを開設して、電話での対応をスムーズにできるような形で人数を膨らませて実施している。

市にある専用コールセンターが現在6名で、追加で創設した部分については5人のオペレーターが対応できる形で従事している。今後の予約をする方については、だんだん60歳代、50歳代と年齢が引き下がって、インターネット等を活用できる方が増えてくる年代になってくるので、1回目、2回目で実施したのと同様の予約システムを利用して、インターネットからでもスマートフォンからでも予約ができるような体制を引き続き運用しているので、そちらのご案内を指示しながら、電話での対応もできるような形を取りながら予約という体制を今取っている。

○3番（杉本憲也君）ウェブを活用してということになるが、前もあったが、コールセンターがパンクしてしまうと庁舎全体がパンクしてしまうこともあり得るので、周知という面ではしっかりとお願ひしたい。

もう1点、コロナワクチンに関してであるが、この2月、年明けてからだと思うが、使用期限が6か月から9か月に延びているかと思う。通達が来ていると思うが、そういった期間延長に伴って、次年度、在庫状況も含めて、本市の接種事業において影響等、何か考えられることはあるか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）ワクチンの使用期限が延長になったということで、例えばファイザーのワクチンであると、6か月だったものが9か月に延びたということで、こちらに届いたときの期間よりも3か月間延長できる、その期間に接種してほしいというお知らせがあつて、実際に接種する方にも、その旨を分かるようにお知らせをしたりしてご理解いただきながら今接種を進めているところである。随時、ワクチンが届く際に使用期限を確認し、要は使用期限の早く来るものから順次使用しながらの対応をしている。これまでの接種の中では、使用期限をオーバーしてしまうような状況は起きていないので、これからも注意しながら実施していきたい。今後、どれだけの方が接種をしていただけるかによっては、ワクチンが余ってしまう状況にもなりかねないと思うので、その際には配給していただける県とも調整しながら、無駄なワクチンがある場合は県に戻すという形で、なるべく廃棄がないような対応はしていきたいと考えている。

○**3番**（杉本憲也君）期間が延びたことで早めに出すということであるが、国からの通達であると、使用期限のところ、シールを上から貼って新しい期限にどんどんしていきなさいというところで、そういった作業に関しては市の職員の方は関与されるのか。それとも、貼られた状態、最新の期限の状態ですべて市にやってくるような流れになっているのか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）実際にこちらへは元の使用期限のままのシールが届くので、こちらで線を引いたりしながら、説明が必要な場合、場内のほうに、使用期限は延長されているので安心していい、使用期限内であると分かるようなお知らせも会場内に貼りながら、お問合せがあつたときには、そのような説明をちゃんとしてご理解いただくような工夫をしながら、今、接種の段階では対応しているところである。

○**3番**（杉本憲也君）分かった。手作業でやられているということである。ミスがないようお願いしたい。

最後、156ページのがん検診であるが、実はコロナ禍でがん検診の受診者が伸び悩んでいるという話をよく伺うが、今年度、受診状況は見込みに比べ、どういう状況だったのか。

また、次年度、より多くの受診をしてもらうための工夫や取組など、考えていたら伺いたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）今年度のがん検診の受診状況というのも、一部の検診は3月11日まで受診期間があるので、あくまでも2月までの暫定的な受診者数にはなるが、肺がん検診では5,920人、胃がん検診では950人、子宮がん検診では2,164人、乳がん検診では1,985人、大腸がん検診では5,728人と、昨年度、令和2年度よりも肺がん、胃がんはおおむね増えた形での接種者数で推移しているところである。令和2年度については、緊急事態宣言が出たとき、本来は6月から実施するがん検診を7月から実施して10か月間に繰り下げたりとか、検診車による集団検診を中止するようなこともあり、検診の機会自体が少な

くなってきたこともあって、令和2年度は大分数字が落ちていたが、今年度については感染対策を講じ、こちらのほうで受診してほしいというお知らせをしながらやっていることもあり、受診者数としては大分回復してきているのかなと感じている。

来年度についても、今までなかなかできなかった受診勧奨をもっと積極的にしながら、電話であったりとか、メールマガジンであったりとか、直接お届けしながら受診してほしいという形で、会場にお越しいただけるよう周知をして、一人でも多くの方が受診していただけるような対策を取っていきたいと考えている。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。

10分間ほど休憩する。

午後 3時 7分休憩

午後 3時17分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を行う。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は251ページからになる。発言を許す。

○1番（鈴木絢子君）256ページの委託料に関して、昨年度は委託料の中に適応指導教室委託料が入っていたと思う。今年度、適応指導教室はどのような形になるか。

○教育指導課長（多田真由美君）適応指導教室の委託料の計上がない理由であるが、教育支援センターの運営について、令和3年度まで伊東市教育委員会教育支援センター運営協議会に学校復帰のための継続的な活動を通じた指導を同運営協議会に事業委託してきた経緯がある。今年度あたりでは、対象児童生徒の増加に伴い、同運営協議会が指導に専念できるよう委託料に含まれる講師謝礼の支払いや物品の購入及び固定費の支出等を教育指導課で担うこととしたためである。

○1番（鈴木絢子君）安心した。

256ページ、教育支援事業の工事請負費の放課後児童クラブ建設工事請負費について、今伺える範囲で詳細を教えてください。

○幼児教育課長（稲葉育子君）放課後児童クラブ建設工事請負費は、今現在基本設計、併せてこれから実施設計の委託契約のほう、令和3年度3月時点では、設計がこれから入札に進み、発注するものである。流れとしては、今申し上げられるのは、本会議場でも答弁したが、規模としてはおおむね130人前後。小学1年生から6年生の全学年が入れることを想定した人数で

建物を建てる予定である。

○1番（鈴木絢子君）場所などは決まったのか。

○**幼児教育課長**（稲葉育子君）現東小学校の敷地内、想定としているのはスタディーパーキング
1、場所は体育館のグラウンド寄り側である。

○1番（鈴木絢子君）258ページ、いじめ・不登校対策事業について伺う。以前、一般質問でもいじめや不登校が増加傾向との話があったが、予算は昨年度同額である。大丈夫か。

○**教育指導課長**（多田真由美君）いじめ・不登校対策は、ソーシャルワーカー、スクール関係を配置している。そういう方たちに各校を回っていただき、相談事業を充実させたい。

○1番（鈴木絢子君）よろしく願います。

262ページ、情報教育推進事業のGIGAスクール運営支援事業委託料について、大綱質疑等でも質疑があったヘルプデスクを置くようなことと、ICT関連の詳しい方に人材育成をしていくような話だったが、ヘルプデスク、サポートデスクは各校に置かれるのか。それとも市全体で1個、そういうものを考えられていて、みんなが連絡しやすいような窓口支援となるのか。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）GIGAスクール運営支援センター事業は、1人1台端末を学校に整備している。その中で子供の学びを保障するため、教員へのサポート、また、故障等が生じたときの対応を担う拠点として、民間の事業所にこのセンターを置き、ヘルプデスクとして動いてもらう。学校からのサポート依頼とか、そういうものがあつたときに運営支援センターから遠隔操作なり、出張なり、電話相談を行ったり、ICT支援員の人材育成ということで、先ほどおっしゃられたとおり、いろいろな支援と人材育成を担ってもらう事業である。

○1番（鈴木絢子君）学校統合環境整備事業について何点か聞きたい。たしか需用費の印刷製本費か何かのときに閉校に関わる記念冊子か何かを作成してというような話だったと思うが、どのようなものを想定してとか、3校分の予算として上げているのか。また、閉校に関わる費用は印刷製本費以外でも何か教育費の中に入っているのかどうか、教えてほしい。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）閉校に係るものになるが、印刷製本費は3校の閉校式に伴う記念誌を3校分予定している。また、閉校式は、やるのか、やらないのかを含めて今後検討していきたいが、予算上はここに印刷製本費として上げている。また、閉校式はその後の統合に伴っていろいろな記念。例えば学校ごとに今まで歴史のある校旗とか、いろいろなものをどこかに展示するようなことも考えているので、そういうところの整理、また、閉校に伴う記念の看板みたいなものも、川奈小を例にとると、グラウンドに川奈小の校歌を書いたものとか、校舎を写したものを記念の看板という形で設置したりしているので、そう

いうものも予算計上している。また、統合に伴って、どんちょうとかに新しい学校の校章とか、いろいろなものが記入されるので、そういうものの予算もそこに入っている。また、スクールバスを導入する中で、待合スペースとかの整備も今後考えていきたいので、そういうものの修繕料も、今後この3校統合に伴うものとして予算計上している。

- **3番**（杉本憲也君）教育費の254ページ、事務局費で研修会等負担金3万8,000円増額しているが、増額要因として、一方、指導課で研修会等負担金3万5,000円削減されているので、もしかしたらこちらとの付け替えになっているのかなと予測する。この増額、削除の理由を伺いたい。
- **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）事務局費で研修会等負担金が増額している要因を答弁する。この3万8,000円の増額は、新年度関東地区都市教育長協議会総会への教育長出席に係る負担金として予算計上している。令和3年度はコロナの感染拡大として予算計上していないが、令和4年度は予算計上を行った。
- **教育指導課長**（多田真由美君）教育指導費の研修会負担金が3万5,000円削除された理由は、コロナ禍により、今まで負担していた研修会が当面なくなったためである。
- **3番**（杉本憲也君）研修のところが出てきたのでお伺いする。その3の6ページを見ると、教員免許の更新制度が廃止される場所は報道で知る限りだが、それによる先生方の研修とか研さんは今後より一層重要になると考えられる。そういった観点で考えれば、教育研究事業は先生方のスキルアップに非常に有効かと思う。4万1,000円減額されている理由と、減額に伴い、それを補うような取組があれば伺いたい。
- **教育指導課長**（多田真由美君）減額した教育研究事業費は、市の指定を受けた学校が講師を招いたときの市側の謝礼であるとか、旅費等に充てるものである。1年間で2つの学校を指定しているが、令和5年度は西小学校と東小学校となる。東小学校は県の指定を受けているので、県から講師謝礼等は支払うこととなっているので、減額した次第である。
- **3番**（杉本憲也君）分かった。予算が県から出るから減額、内容としては変わらずと理解する。事項別に戻り、254ページ、目玉事業の一つとなる学校運営協議会委員報酬に関して伺う。今回、議場での説明では、委員が非常勤特別職公務員、地位としてはかなり責任のある立場になったが、通常的一般の方ではなく、あえて非常勤特別職公務員として設定された理由について伺いたい。また、今回、非常勤特別職公務員とすることによるメリット、デメリットについて市としてどのような認識でいるのか。また、さらに、非常勤特別職公務員になることは欠格事由がどうしても生じてくるので、その点をお伺いしたい。
- **教育指導課長**（多田真由美君）まず、学校運営協議会委員を非常勤特別職公務員とした理由であるが、地方公務員法の中で地方公共団体の機関に定める規定により設けられた委員が、その

委員及び委員会の構成員の職で臨時または非常勤の者が非常勤特別職公務員に該当するとなっているため非常勤特別職公務員とした。そのメリットは、私人ではなく、非常勤特別職公務員として一定の権限を有し、学校と対等の立場で協議を行うことができることがメリットとして考えられる。その一方で、デメリットとしては、その発言に公人としての責任が伴うため、就任に対するハードルを高く感じてしまう可能性も考えられる。

また、欠格事由としては、委員の身分の根拠となる地方公務員法に欠格事項も定められており、こちらでコミュニティースクールに係る規則を制定した中では、守秘義務とか公務員としての資質を欠く場合は職を辞していただくようなことも規定されているので、そちらが基準になると思う。例えば服務に違反した場合、心身故障のため職務を遂行することができないと認められる場合、また、そのほか教育委員会が解任に相当すると認めた場合などが挙げられている。

○**3番**（杉本憲也君）今、欠格事由を答弁されたが、もともといる身分で学校運営協議会の委員になれない方はいるのか。例えば区長、行政協力員をやられている方はできるのかどうか。あとは選挙管理委員会の委員などがもし入ることになったら、そういった方はできるのかどうかという点についてはいかがか。

○**教育指導課長**（多田真由美君）現時点では、職によって学校運営協議会の委員になれないということは考えていない。例えば学校、保護者、地域住民、またはPTA、地区の区長等も含めて、学校運営協議会委員として想定している。

○**3番**（杉本憲也君）これについても再度、大丈夫かとは思いますが、法令の確認、リーガルチェックだけはしていただいたほうがよいと思う。

そうすると、非常に強い権限を学校運営協議会委員は持つことになるが、一方で、学校組織の中にはボランティアでやられているPTAという組織がある。PTAと学校運営協議会との関わり方や関係性に非常に大きな影響を及ぼしかねないと思うが、伊東市としてPTAとの関係はどういう形を考えているのか。

○**教育指導課長**（多田真由美君）伊東市教育委員会としての考えであるが、PTAは保護者と教員が学び合うことで教養を高め、成果を家庭、学校、地域に還元するとともに、児童生徒の健全な発達に寄与することを目的とした任意団体であると捉えている。また、学校運営協議会は、教育委員会、校長、保護者、地域住民、学校運営に携わる関係者が学校運営に参画、支援、協力し、学校、保護者、地域住民との信頼を高め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む法及び規則に定められた組織であると区別している。この学校運営協議会委員の中にPTAの役員も含むものとして考えているので、協力体制を取りながら進めていくべきものであると捉えている。

○3番（杉本憲也君）今の説明では、PTAの役員は全員学校運営協議会委員になることになるのか。

教育指導課長（多田真由美君）特別職ということでお支払いする謝金もあるので、1つの学校で10人程度の役員を想定している。全てということではなく、例えばPTA会長とか、そういうPTAの代表としての方を1名、運営協議会委員に任命したいと考えている。

○3番（杉本憲也君）私が心配しているのはまさにそのところで、PTAの中でも非常勤特別職公務員という地位を持つ会長がいる一方で、一般の方がいるということで、今後、共に活動していく中で、いろいろな作業や会議体等があると思うが、そのときに、学校運営協議会委員の方は、会議とか話合いの場で何か起きたときに、公務災害という形で公務員としての補償が受けられる一方で、PTAの方々に対しては、そういった公的な補償がない中で、不公平感を生みかねないのではないかとこのところを私はすごく心配している。そういった事態が発生しないような工夫や取組はどう考えているか。

○**教育長**（高橋雄幸君）地域の中にある学校なので、そこを大切にしていく中で、学校運営協議会の委員は校長が推薦する。そして、教育委員会がそれを任命するという中で、非常に発言力もあって、いろいろなことで協力していただけるが、誰を選ぶかについては、もちろんPTAと校長と話をして選ぶ。PTAの方にけががあったときの補償については、全体の保険をかけている。役員になった方については非常勤ということで、もちろん補償されるが、一体となってその学校を地域の学校ということで盛り上げていくので、何ら心配はない中で運営がされていくと思う。伊東で初めてそういう形を取るなので、万全な体制で、本当に地域の中で大切にされていく学校をみんなで作っていきたいと思っている。いろいろな意見があると思うが、委員の先生方にも伺いながら、しっかり進めていきたい。

○3番（杉本憲也君）私も、これはぜひやるべきことだと思うし、やらなければいけないことだという前提の中で、ただ一方で、昨今のPTAを取り巻く状況を考えると、負担感も非常に大きくなってきていると感じている方もいらっしゃる中で、いかに誤解なくスムーズに進められるかというのが肝になると思うので、そこは丁寧な説明をして、あつれきを生まないようにしていただきたいと思う。

次に、256ページ、放課後児童クラブ建設工事請負費に関して伺う。今回、新しく建設するということが、必要なことだし、早急にしていただきたいと思う。そういった中で、1点、懸念事項として、手続的なところ、法的なところで心配なことがあるのでお伺いしたい。今回、学校の敷地内に建設するということがなると、制度上、放課後児童クラブは教育に関係するものではなくて、厚生労働省の管轄になる。そうすると、学校という教育目的のために使われているものが教育目的でないものとして使われてしまうことになるので、そのまま素直には建て

ることができないはずである。今回建設する施設は、学校施設として建物を建てて、学童に目的外使用という形で貸出しをするのか、それとも、学校ではない建物として建てて運営をするのかという手続的な部分についてはいかがか。

- 幼児教育課長**（稲葉育子君）近隣市町にも照会させていただくと、行政財産として登録しているところ、あるいは土地そのものを分筆しているところとあるように聞いている。伊東市も登録するに当たって何が一番最適になるかということは今検討している最中である。
- 3番**（杉本憲也君）どちらにしろ手続を取らなければいけないが、内閣府が出している学童の在り方というガイドラインによると、全国で8割、学校施設を使って行うということが目標値として掲げられている。分筆して用途廃止をして建てるという手続は非常に大変かと思うので、そうであれば学校施設として建てた上で、教育委員会と教育部のほうで協定書を結んだ中で、学童専用のスペースとして使うという在り方のほうが素直かと思うので、ぜひともそこは簡便な方法で、不備がないようにやっていただきたいと思うが、そういった形で検討されているということではないか。
- 幼児教育課長**（稲葉育子君）不備のないように手続をしていきたい。
- 3番**（杉本憲也君）続いて、258ページとか、その3の8ページの育英奨学金に関して、次年度、新規の人数として、令和3年度に比べて予定者を2名増員しているが、それは特別な理由があるのか。また、経済状況を判断する材料としてお聞きするが、育英奨学金の返済状況とか、今年度、途中で退学した生徒や学生はいるか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）来年度22人予定となっているが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う家庭への経済的影響により、ここ数年、願書提出者が増加している状況がある。その中で、本市の学生たちが経済的理由により就学を断念することがないように必要な支援を行うため、新規採用可能数を2名増員とする予算要求を行っている。また、奨学金の返還状況については、令和3年度の返還人数が54人おり、うち8人が過年度滞納者となっている。また、今年度、退学者はいない。
- 3番**（杉本憲也君）今回も含めて、定員がある中で、募集状況はどういう形なのか。定員に対して応募してくる方の人数は少ないのか、それとも、超えてしまっていて審査をして定数まで落としているという状況になるのか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）育成奨学金については、選考基準があるので、それをある程度満たさないと採用にはならない。令和3年度でいくと、26人の申請があって、採用は17人、令和2年度については21人申請があって、17人採用している。選考基準の中で採用していくことになるので、このような結果となっている。
- 3番**（杉本憲也君）選考基準で一番漏れてしまっているような要因は何になるか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）選考基準については幾つかあるの
で、基本的には保護者の経済的な状況が大きな要因となっている。
- 3番（杉本憲也君）具体的に言うと、市が定めている要綱よりも所得が多いということか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）今、委員がおっしゃったような状
況である。
- 3番（杉本憲也君）所得が基準より多いということであるが、そこの部分をカバーするような
教育的な支援制度は、現状、伊東市にはパッケージとして何かあるか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）支援するようなものは、今のとこ
ろ教育委員会のほうではないが、コロナの影響があるので、保護者の収入状況等を勘案して採
用するようなことも考えている状況はある。
- 3番（杉本憲也君）ぜひお願いしたい。
262ページ、昨年度まで西小の源泉があって、その源泉に係る温泉協会の負担金が計上さ
れていたと思うが、新年度からその負担金が計上されていない。予算の付け替えなのか、それ
ともやめてしまったのか、そのあたりの事情を伺いたいのと、下水道事業受益者負担金が新規
計上されているが、こちらについてお伺いしたい。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）西小学校にある源泉に係る温泉協
会の負担金については、伊東市の財政課で負担金をほとんど支出しているので、今回、財政課
に一本化をさせていただいた。
また、下水道事業受益者負担金については、市民運動場の下水道接続トイレの整備に伴って、
市民運動場の敷地の一部が南小学校用地となっているので、学校用地に賦課されるための負担
金となっている。
- 3番（杉本憲也君）270ページ、こちらも負担金の関係で、昨年度まで県の園長会等の負担
金が計上されていて、新年度、丸々項目が抜けているが、事情の変化があったのか。
- 幼児教育課長（稲葉育子君）静岡県国公立幼稚園・こども園長会については、今年度末をもっ
て閉会となることになっている。それで令和4年度予算としては計上がない。
- 3番（杉本憲也君）その3の1ページ、児童・生徒・園児数及び学級数という形で、見ていた
だくと分かるとおりに、昨年度よりも来年度、人数が減るという記載があるが、伊東市として、
児童とか生徒とか園児数は最低限何人確保できないと安定した運営や学びの提供ができないと
教育委員会としては考えているのか。
- 教育委員会事務局教育部長（岸 弘美君）伊東市の学びの保障のための規模についての質疑か
と思う。私どもとして、国の指針によって、人数ではなくて学校の規模の標準が国で定められ
ている。小・中学校とも12学級以上18学級以下という国の標準に合わせて、伊東市でも伊

東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針を令和元年8月に策定している。

その中で大きく3つの考え方があり、1つは、小・中学校とも複式学級を避け、クラス替えが可能であるということ。2つ目として、特に中学校では、部活動や教科担任制の円滑な運営を図ること。3つ目として、昨今の授業体系でグループ学習等多様な学びの場が確認できるよう、1学級当たり20人から30人規模の児童・生徒がいることによって、効果的な学習ができるという基本方針が掲げられている。幼稚園についても、本市における市立幼稚園の在り方についてというところで基本方針を定めている。幼稚園の場合は、集団の関わりが人間形成の基礎を養う重要な役割ということで、特に人数には言及していないが、集団の関わりができる人数ということで、このあたりは園長会等とも確認させていただいている。少子化になっていくことは事実なので、現場の中で工夫をしながら、教育の質を落とさないよう、また、ICTとか、そういった取り入れるべきものについてはしっかり取り入れて教育をしていくという方針でいる。

- **3番** (杉本憲也君) 今、3つの基準が示されたが、この中で、次年度、統合する学校は除いて、それ以外でこの3つの基準を満たしていない小学校、中学校、幼稚園はあるか。
- **教育指導課長** (多田真由美君) 単学級の学校になると思うが、東小学校、富戸小学校、池小学校、旭小学校、それから北中学校が、今年度6学級が来年度5学級ということで、1年生が1学級になっている。
- **幼児教育課長** (稲葉育子君) 確定ではないが、来年度の入園児が、おおむねのクラス数で申し上げると、伊東幼稚園、宇佐美幼稚園、八幡野幼稚園、富士見分園、荻幼稚園については年齢ごとに1クラスずつなので3クラス、池幼稚園と吉田幼稚園については複式学級も入れる予定になっていて、2クラスずつである。
- **3番** (杉本憲也君) 統合するところ以外にも基準を満たしていないところがあるが、ここの部分については、今後も見据えた中で、教育委員会として、次年度、さらに再統合も踏まえた取組は検討されていくのか。
- **教育委員会事務局教育部長** (岸 弘美君) 来年度においては、3校統合の大きな事業を控えているので、そちらのほうに注力させていただきたいと考えている。ただし、基本方針を持ち合わせている限りは寄り添いながら、こういった形の学校の在り方、幼稚園の在り方がいいのかは、教育委員会だけでは勝手に決められるものではないと考えている。学校、幼稚園は地域の中で育ってきている施設なので、地域の方、また、PTAの今までの活動を含めると保護者の方の意見も幅広く入れる中で、こういった在り方がいいのかについては、令和6年以降に何らかの形で検討を始めたいと考えている。
- **5番** (佐藤龍彦君) 先ほどは申し訳なかった。説明書3ページ、就学援助事業だが、いろいろ

改良を重ね、周知もかなり進んでいると見受ける。今年度の実績と、来年度に向けてこの見込額は充当するのか。また、入学準備費は、今年度中に調査して、早めに支給につなげると思うが、現状どのくらいの調査が進んでいるのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）就学援助事業については、このところ約500人を認定している。率では令和2年度13%、令和3年度13.1%と推移しているので、来年度も若干これを上回るのではないかという感触を持っている。また、入学準備費は、1月に認定を行い、その分については今年度中に支給を行う。また、4月にも、必要な方については進めていく。
- 5番**（佐藤龍彦君）コロナもあって利用が大分増えている。来年度も上回る可能性が高いということなので、ぜひ丁寧な対応をお願いしたい。また、できるだけ門戸を開くことが大切だと思うが、周知は入学説明会や幼稚園、保育園の卒園時に行う方法は今も変わらないのか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）幼稚園、保育園の就学時健診を毎年10月に行っているが、未就学の子供たちについてはその中で周知を必ず行っている。また、担当職員がそこに貼りついているので、その中で聞かれたことに答えている。あと、1年に1度、学校に案内を送っている。また、ホームページでも周知している。
- 5番**（佐藤龍彦君）承知した。

説明書5ページ、放課後児童クラブ施設整備事業で、3校統合に伴い施設が必要になってくるとのことだが、現状、各校はどのくらい利用児童がいるのか。また、今まで、東小に南小からも何名かの受入れをしているが、統合に伴い、そういう子たちも受け入れられる施設を整備していくのか。
- 幼児教育課長**（稲葉育子君）令和3年度の東っ子学童クラブの登録人数は107人である。東小の児童が45人、南小の児童が52人、西小の児童が10人で、現在も東っ子学童クラブを東小ではない小学校の児童が使っている。学校の児童数からいくと、おおむね7割ぐらいは放課後児童クラブを使っている。長期利用し olmayan 子供もいるので、登録児童数と常に使う利用人数は違うが、8割ぐらいと計算して利用の見込みを出している。見込みの中には南小の子供も若干入れている。
- 5番**（佐藤龍彦君）南小は今も検討中のような状況だが、東小に新設するものの収容人数はある程度決まっているのか。また、夏休み等長期休暇の際に利用が増える可能性があるが、その辺も含めて可能なものを整備していくのか。
- 幼児教育課長**（稲葉育子君）鈴木絢子委員にもお答えしたが、おおむね130人前後の利用を見込んでいる。登録数ではなく利用者として見込んでいるので、長期利用等も加味した数字である。

○5番（佐藤龍彦君）聞き漏らして申し訳ない。

その下の中学校部活動補助金500万円は何年も前から続いているが、これまでの利用状況と、500万円は毎年同じような額で足りているのか。

○教育指導課長（多田真由美君）利用状況は、体育部と文化部に分けて、各学校の校長で必要なものを案分している。保護者の負担軽減として非常にありがたいという言葉をいただいている。与えられた金額の中で、保護者の支援につながるような使い方をしているところである。

○5番（佐藤龍彦君）このコロナ禍で、いろいろと出ていくお金を心配するところなので、ありがたいと思う。

次のページのいじめ・不登校対策だが、目に映って分かるものではない場合、不登校になることで原因がいじめなのか早く分かる場合等様々だと思うが、今、教育委員会として、人員は足りていると思えているか。あと、スクールソーシャルワーカーは県からの派遣だと思うが、市独自で人員の配置は考えられなかったか。

○教育指導課長（多田真由美君）本会議場でもお答えしたとおり、スクールソーシャルワーカーについては県から2人、市費で1人配置している。子供たちは年度、年度で表れが違うので、こちらのほうで必要なところに配置できるように、状況を見極めながら運用を進めている。

○5番（佐藤龍彦君）1つ戻って外国語指導者配置事業。ALTのことだが、説明書には6名とある。拠点になる学校に常駐し、必要に応じていないところに派遣されていく形ということでよいか。外国語に触れるのは緊張することもあると思うが、指導者のほうは、日本語をどのくらい習得しているかも採用要件に絡むのか。依頼して派遣されてくる人をそのままALTとして使うのか。

○教育指導課長（多田真由美君）外国人指導者が常駐かどうかは、年間計画を立てて、全部の学校に公平に配置している。例えば1人の外国人指導者は南小と旭小が担当など、担当校は決まっているが、拠点校ということでは配置していない。日本語がどの程度できるかは、ずっと日本に住んでいる方もいるので、通常のコミュニケーションは取れる状況である。会社に委託しており、こちらは採用権を持っていない。会社から派遣された方を任用する形である。

○5番（佐藤龍彦君）何人かと会ったことがあるが、来たことでつながれるのか。日本語ができるからいいというわけではない。伊東であるかどうかは分からないが、堪能過ぎて日本語ばかり使って、子供たちが英語と全然触れ合わなかったということがほかの地域であったと聞く。その辺が採用の際にどう関わってくるかも気になった。英語ができるからといって英語圏から来ているわけではなかったりするが、ALTの生まれのカルチャーを英語指導の中で使っているのか。指導ではないが、その辺の内容は見るができるのか。それに触れ合ったことが子供たちの成長に関わりがあるかという研究調査はしているか。

- 教育指導課長**（多田真由美君）ALTの方は必ずしもネイティブな方ばかりではない。授業は教員が主導で進めており、ALTはあくまでも助手である。その授業づくりの中で、ALTの方の国の文化等を活用しながら、子供たちが興味を持つような授業を展開している。調査研究についてはまだ実施していない。
- 5番**（佐藤龍彦君）説明書20ページ、新図書館建設事業。これは大綱にもいろいろ出たが、気になるところだけ質疑する。基本計画ということで、今、市役所や公共施設等で図書館建設の概要に伴う事業公開についてのアンケートを市民に行っている。その中の質問の1に「あなたは、新図書館に関する費用に幾らまで負担してよい、ほかに使うことができるお金が減ってもよいと考えますか、あなたの考えに一番近いものに丸をつけてください」ということで、月額200円とか細かく数字が出ている。それが何なのかとカラーの紙を見ると、現人口で推移した場合の1人当たりの月額負担額とある。これを読んで初めてアンケートの意味が分かると思うが、いろいろな市民の方から、何でこんなことを聞くのかと言われた。この質問の設定を行うに当たってどのような協議がされたのか。このアンケートを取って、新図書館建設を推進する中でこういったところに生かしていこうと考えているのか。
- 生涯学習課長**（杉山宏生君）費用対効果のことを市民の皆さんに伺った。新図書館を建てるに当たって、補助制度を利用するには費用対効果を出さないと補助が取れないため、その一環だった。説明不足の点があって分かりにくかったと思う。費用対効果が得られないものを建てることは市民にとってマイナスだが、図書館においては、例えば入場料を取ることが法的にできない。そういった意味では、図書館の建設費、あるいは維持管理費を市民がどれぐらい出すとその建物が維持できるという部分を出すために今回聞いた。分かりづらいので、いろいろ悩む部分はあるかと思うが、ご理解いただければと思う。
- 5番**（佐藤龍彦君）まさにそこだと思う。お金がかかるなら要らないという人も出てくると、後ろの質問になると、だったら要らないとなる可能性がある。しかし、本当に新図書館は要らないのかというと、今の図書館の状況でいけば必要である。それならば、もう少し丁寧な説明と、そういう質問が来た場合、どういう対応を取っているかだと思う。今、市民からの問合せはどのぐらい来ているか。また、その際は、課長も含めてどういう指導の下、市民に説明しているのか。
- 生涯学習課長**（杉山宏生君）どれぐらいの問合せがあったかは手元に資料がなく、統計も取っていないと思うが、問合せがあった場合は、今言ったようなことを説明する中で、図書館に限らず何かやるときには費用がかかるので、その点でこういうお伺いをするしかなかったのでアンケートを取らせていただいたと説明している。
- 5番**（佐藤龍彦君）私が議員になったとき、健康福祉センターの実施設設計等が進んでいて、こ

ういうアンケートはもっと前に終わっていたか、こういったアンケートを取っていたかは知らない状況だった。特に図書館は本を借りられる場所で、今後、商業施設も併設していくという考えであれば、こういうものが出ると、有料化されてしまうのではないか、幾らかお金を払わないと図書館に入れないのではないかと心配する方が実際出てきている。相談してくれれば早い話だが、それを抱えてしまう人もいると思う。新図書館がここでいいかどうかは既に議論が終わっているが、どういう施設ができるのかは丁寧に説明されることが必要だと思う。このアンケートも含めた今後の取組として、周知とか基本計画、基本設計も含めて、どういう形で市民に知らせていくのか。

○生涯学習課長（杉山宏生君）新年度においては、地元の住民説明会等も考えているし、建物を建てる周辺地区だけではなくて、幅広いところで何か所か、説明する機会とかワークショップ的なものが開けたらと考えている。具体的にいつ、どうするとは決めていないが、そういうことを考えている。

○委員長（中島弘道君）暫時休憩する。

午後 4時17分休憩

午後 4時18分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○6番（田久保眞紀君）今、事項別明細書282ページ、新図書館増設事業の話が出たので追加でお伺いする。今回、完成までを全体とした場合、本年度予定しているのは、分かりやすく、ざっくりで結構であるが、どこまでができて上がるか。例えば設計図ができて、大体の建設の費用も出てくるというところまでなのか。まず、その辺の見込みを教えてください。

○生涯学習課長（杉山宏生君）3年度においては基本設計までを考えているので、おおよその建物の図面はでき上がるとなっている。新年度については実施設計であるので、より建物の中の細かい部分、例えば水道の蛇口とか、トイレの形とか、そういったことが新年度の実施設計で決まってくる。

○6番（田久保眞紀君）先ほどアンケートが補助制度の利用のためだったと、私も初めて知ったが、今年進めていくに当たって、お答えできたらいいが、お見込みになっている補助制度のメニューについて、どのようなものなのか教えてください。

○生涯学習課長（杉山宏生君）以前も話したとおり、都市再生整備メニューの補助金で考えているが、この辺を順次来年度から取りかかって対応していく。まず、そのための資料として今回の費用対効果を出す必要がある。

○3番（杉本憲也君）まず、事項別明細書256ページになるが、放課後児童クラブの建設工事

請負費に関して1点聞き漏れがあって、今後発注するに当たって、国土交通省のガイドライン等では、建物を建てる時には分割発注とあって、躯体と建物の側と設備と分けて発注するというスタイルがメジャーになってきている。そういうのを推進している状況もある中で、次年度、放課後児童クラブの建設工事請負は、発注形態に関しては、分割で設備と躯体と発注してやるのか、それとも一括発注という、従来型の伊東市がやってきているやり方になるのか。そのあたりについて検討はどうなっているか。

- 幼児教育課長**（稲葉育子君）工事の発注形態であるが、まだ確定しているわけではないが、伊東市の今の発注の形態であると一括発注が多い。
- 3番**（杉本憲也君）検討中ということであるが、一括発注にするか、分割発注にするか。従来型は市が一括でやってきているが、効率とか費用対効果の面という部分では分割発注も非常にメリットがあるという話も聞くので、そういった検討はまだされてないのか。一括発注ありきで進み始めているみたいな感じか。
- 幼児教育課長**（稲葉育子君）検討についてはこれからになるかと思う。まだ確定ではないので、現状で申し上げますと、従来型活用というのが濃厚であると想定している。
- 3番**（杉本憲也君）地元事業者からの要望もあり、極力市内に、この状況であるからということもあるので、分割発注も含めて一番最適な答えを導いていただきたいと思う。
戻って、その3の18ページで家庭教育支援事業が計上されているが、こちらは学校教育への負担が過重になっているのを軽減するのに家庭教育というものの重要性が訴えられている中で、次年度減額されているところに不安を感じる。次年度における家庭教育支援事業、コロナ禍を踏まえた充実に向けた取組や工夫を踏まえた中でご説明願いたい。
- 生涯学習課長**（杉山宏生君）家庭教育支援事業の減額については、支援員の方が何人かおられるが、その方がお二人ほど、来年は活動ができないということであるので、その部分の謝礼を減額させていただいた。
活動自体については変わってはいないが、現状、事業自体が学校を通してやっていく中で、新型コロナウイルス感染症において、父兄の方、親御さんが学校に集まることができない状態になっているので、現在、活動自体ができていない状態にある。今、抜本的な改正をするような案はしばらく難しいかなと思っているが、相談窓口等、支援者を通じて、できればその辺をコロナに対する対策にしていこうかと考えている。
- 3番**（杉本憲也君）コロナ禍でということであれば、ウェブの活用も含めてご検討いただきたい。

事項別明細書280ページへ戻るが、新図書館の建設を控えた中で現行図書館をおろそかにするわけにはいかないというところもある中で、図書等展示委託料が昨年からの減額されてしま

っていて、図書館の魅力を新しい図書館につなげる絶好のチャンスだと思われるが、これが減額されてしまっているのはなぜか。

また、新図書館の来場につながるような、現図書館に来る方の増加に向けた機運醸成のための施策を伺いたい。

もう1点が282ページになるが、木下柰太郎記念館があり、こちらはかねてから様々な方からご要望もいただいていたが、展示室内の雨漏りとか雨どいに不具合があるという話があって、その後どうなったか確認ができていないので、次年度、修繕費等は上がっていないが、修繕は完了しているのかどうか伺いたい。

- 生涯学習課長（杉山宏生君）まず、図書館の展示委託料であるが、コロナ禍で展示自体がなかなかできていない。図書館は取りあえず開いているが、滞留することを避けているので、その部分で実施できていないことと、今まで展示のほうを頼んでおいた方が体調不良で亡くなってしまったが、その点で、今、代わりにお願いする方が浮かばないという点で減額させていただいている。新規については職員で対応することと、また新たな方を本年度中に探して、そこで来年度と再来年度、結びつけるか、また、来年度中に予算の中でもし対応できれば、その中で対応していきたいと思っている。

新図書館の展示予定ということで、今、模型を展示させていただいているが、またさらに新たな模型とか案内ができるかと思う。その辺を各所に配置したりして、こういったものができるいとお知らせするとともに、先ほど言った住民説明会、また、ご協力いただけるような方がいたら発信を共に手伝っていただくようなアンバサダー的な方も募集しながらアピールしていきたいと思っている。

続いて木下柰太郎記念館であるが、取りあえず大がかりな修理以外の部分についてはある程度対応されていると伺っているが、私も現地を確認していないので、完全に修理が完了しているかというところまでは確認していない。ただ、今のところ建物躯体に大きな影響を及ぼすような状態にはなっていないところである。修繕については、例えば台風とか、こういったもので被害があるようなことであつたら早急に対応していく。

- 3番（杉本憲也君）ぜひお願いします。

284ページ、286ページにかけてであるが、文化財調査事業、文化財管理事業について、こちらは非常に高度な専門性、経験と知識が必要になる。学芸員さんだけでなく、この事業の成功の鍵は補佐する職員の皆さんのスキルアップ、経験の積み重ねが非常に要求される部分であるが、サポート職員の方も、世代交代も含めた中で確保していくという計画的な取組が必要かと考えられるが、サポート職員を含めた将来を見据えた人材の確保や育成計画について次年度どういった取組を行うのか、伺いたい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）まず、来年度の正規職員について、今年度、学芸員の資格を持っている者が職員3名と再任用職員が1名いるが、来年度、職員1名が退職して再任用になるので、正規職員が2名、再任用職員が2名となる。来年度、富戸の魚見小屋の文化財の修理もあるが、そこは専門職ではなくて、事務職員のサポートも必要となっているので、その辺が来年度新たに充てられるかなと考えている。また、会計年度任用職員も文化財のことで3名程度雇用しているが、その辺、文化財や新図書館についてのデジタル化推進などでお手伝いいただくとともに、次世代に向けての職員については、また我々がアンテナを高くして次世代につながるような人材確保を進めていくのは常に考えている。

○3番（杉本憲也君）こちらは一度途絶えると復活させるのに時間がかかる事業かと思うので、ぜひとも負けずに予算を確保していただきたい。

最後、288ページになるが、社会体育費の賞品代と賞賜金について、現在の活用状況を伺うとともに賞賜金の次年度の見込みであるとか、制度周知に向けた取組などについて伺いたい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）まず、賞品代の内訳であるが、按針祭や市のスポーツ祭の優勝盾、あるいは伊東駅伝の優勝の盾ということで、スポーツ大会の優勝の盾を用意するところで43万6,000円ほど計上している。

賞賜金については、実績を申すと、令和元年度は個人が25件で35万円、団体が1件で6万円、2年度は個人が3件で3万円、団体が2件で16万円、今のところ令和3年度は個人が18件27万円、団体が2件16万円となっている。

内訳として、オリンピックへ出たりすると個人の方でも10万円とか、団体の方でも一般の大会で10万円以内という決まりで交付しているが、2年度が極端に低いのは、コロナウイルスの影響で大会自体が開かれなかったのも、そもそも交付する大会がなかったということで極端に低くなっている。

3年度については、徐々にコロナ対策をする大会が増えてきたので若干回復傾向にあると思っている。また、4年度については、さらに大会が開かれる機会が多くなると思うので、その辺については、こちらからスポーツ団体の指導者などに広報するとともに、市のホームページでも、現在もやっているが、改めて周知して、せっかく全国大会に出たお祝い金というか、そういった形を出しているのでも、制度を利用していただくような努力をしていきたいと思っている。

○3番（杉本憲也君）知られてない方もいらっしゃるという声も聞くので、ぜひ周知をお願いしたい。

290ページの市民運動場指定管理委託料と、同じく市民運動場人工芝維持管理業務委託料ということで、今回、分けて委託料として計上されているが、その意図やそれぞれの委託料に

かかる業務の内容をお伺いするとともに、管理に関して、グラウンドの施錠と鍵の管理はどうなっているのか。避難所になっているので、避難所開設の場合の鍵の施錠・解錠をどういった形で行うのか伺いたい。

加えて体育施設については、1日にその月の分を予約で並んでという形でやったりしているが、電子予約制度というのは次年度、コロナ対応も踏まえた中で取り組む予定はあるのかどうか伺いたい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）まず、市民運動場の委託の内容であるが、指定管理の委託については、従来どおり振興公社の雇い上げた者が通常の利用後にグラウンドの状態を見て、その状況で、例えばゴムチップとかが乱れていたりしたら整備するようなこととか、従来からご質問がある人工芝の芝の剥がれ具合を確認していただく、通常の日常管理も含めたことをお願いするように考えている。人工芝維持業務委託については、人工芝の専門業者に1年に1回見ていただいて、その中で人工芝のブラッシングや芝落としをやっていただくように考えている。

2番目の質疑でグラウンドの施錠、鍵の管理の件であるが、基本的に鍵は全て共通キーで南京的なもので鍵をして振興公社で保管する。ただ、避難所となっているので、危機対策課にも同じ鍵を渡して、非常時には指定管理者が先に行くか危機対策課が行くか、どちらかは分からないが、それぞれが鍵を不自由なく使えるような状態にしていきたいと思っている。

最後の質疑であるが、いわゆるネット予約がほかの市町さんでは使われていることがあるかと思うが、予約システムを今年変える中では、システム上はネット予約でも対応できるような仕様にはしてある。

ただ、問題として幾つかあるが、何を目的にやるのか。市民サービスがメインなのか、あるいは事務的経費の削減がメインなのか。そういった部分、いろいろあるかなと思うが、まず利用者のスポーツの団体はよいが、生涯学習課の管理施設がほかにもある中で、例えば生涯学習センターやコミュニティセンターは年齢層が比較的高い方がおられる中で、今、予約システムとマニュアル的な申込みを考えると、マニュアル的な申込みのほうが多分利用者が多いのではないかと考えられる。これはやってみないと分からない。

あわせて、入金についての部分が、今、基本的には7日前に入金しなければいけないという施設の決まりになっているが、その辺も、厳格になったときに利用者の動きがちょっと分からない。例えば7日を切って入金されてない場合、予約が全部なくなってしまうが、通常利用するような方がこの部分において、ちゃんと厳格にやられていくかが少し難しいのではないかと考えるところもある。普通に考えて、例えばネット予約の中で、ホテルのように、前日までは予約のキャンセル料がかからないでやるようなところが理想的かなと思っているが、そこまで一步踏み切れるかどうかはいろいろ検証していかないとまだ分からないので、来年度において

も、まだネット予約に踏み切るのは難しいかなと考えている。

- **3番**（杉本憲也君）今のご答弁の中で、システム上、来年可能になるということであるが、全庁挙げてデジタル化が進んでいく中で、各施設に対する予約制度も電子化しようということがターゲットになってきてはいないのか。
- **生涯学習課長**（杉山宏生君）ご意見としては当然利用者の方もいただいているし、遠からずいろいろ踏みこんでいかなくてはいけないところかとは思ふ。全庁的にいうと、まだそこまではいってない。
- **3番**（杉本憲也君）企画部門、担当部門からは、ここは電子化しなさいという指示はまだないということか。
- **生涯学習課長**（杉山宏生君）強く踏みこみなさいという指示はない。
- **3番**（杉本憲也君）デジタル化については、ぜひ検討していただきたい。

最後、294ページで賄材料費の地産地消の関係を質疑させていただく。地産地消の取組をやられているが、地域農業振興、水産振興にとって大変ありがたいという声も伺っているが、現状の募集から納入までのスケジュールはどういった形になっているかを伺うとともに、現状の課題であるとか、今後、地産地消の農林水産物を計画的に確保しやすくするための次年度の取組や工夫はどのようなものと考えているか伺いたい。

- **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）地産地消推進の取組についてであるが、現在、地産地消に特化した募集については行っていない。既に契約している地元農家や登録業者が納入業者となる。なお、参入希望があれば、学校給食センター以外であれば調理場の栄養士にご相談いただければ参入は可能となっている。

スケジュールになるが、給食実施月の2か月前の下旬に発注書を登録業者へ送付し、見積り合わせを実施し納入業務を決定し、給食実施日に納入していただいている。学校給食センター以外の個人農家等については、その栄養士が直接いろいろやり取りを行うなど、仕入れ状況を調整している。現状の課題としては、天候不良等により農作物を予定どおり納入できない場合があったり、また水産物についても、昨今の気候変動によって海洋が変化したり、地元産が取れないという中で使用する食材が限られたものになってしまうこと等が挙げられる。

今後については、やはり地元産の安全・安心な食材を使用していきたいという考えは変わらないので、地元の納入業者を増やす方策やコスト、こういう面についても最大限配慮するなど、工夫を重ねてまいりたいと考えている。

- **3番**（杉本憲也君）今、ご答弁いただいて、今後も力を入れていくということであるが、生産者側サイドからすると、2か月前にこういったものが必要だと示されるところが非常にネックになっているというところで、生産者サイドからすると、2か月ではなくて、ある程度ざっく

りしたものでいいので、こういった食材がこれぐらいの時期に必要という年間のスケジュール立てをしてもらえるだけでも生産計画が立てやすくなるという声を伺っているが、そういった部分の検討はされているか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）学校給食センターは食材の量が多いので、それをやるというのが難しい現状にあると思う。

また、今、単独調理場や門野中、宇佐美小については、そのようなことの対応はある程度可能になってくるのではないかと思うが、そこら辺はまた、今後の一つの大きな課題としている。いろいろ検討していきたいと考えている。

- 委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

- 5番（佐藤龍彦君）令和4年度伊東市一般会計予算に賛成の立場から討論する。

コロナが続く中で、民生費ではいろいろ手厚い援助を行っている状況と、また、衛生費でもワクチン接種が心配される声もある中で冷静に対応してくださっていることも踏まえて、今回、市民の福祉を守っていく、増進していくという面で市の姿勢を強く感じた。

しかし、教育費で指摘させてもらった新図書館建設に関して、もう少し広く市民に知らせる部分があってもいいのではないかと思う。そういった意味で、今回のアンケートが一つ起爆剤になったのかなど。こういった数字が出されることで考える人が増えてくるということも含めて、今後、市民のための施設をつくっていくという姿勢だけは崩さずに、今回の新図書館、さらにまた、コロナでまだまだ分からない状況の中、子供たちの学校生活をぜひ教育委員会を挙げて守っていくというお願いを含めて賛成討論とする。よろしく願います。

- 委員長（中島弘道君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第47号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

- 委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

-
- 委員長（中島弘道君）日程第5、令和4年度における常任福祉文教委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

資料配付のため、暫時休憩する。

午後 4時46分休憩

午後 4時47分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

お諮りする。本委員会においては、1、福祉行政及び介護保険に関すること、2、学校教育行政及び社会教育行政に関すること、3、保健行政に関すること、4、病院事業に関すること、以上4件の所管事務について、令和4年度中継続調査を行うこととし、議長に申出をしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長にご一任願う。

○委員長（中島弘道君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和4年3月10日（木）午後 4時48分（会議時間5時間19分）

以上の記録を認める。

令和4年3月10日

委員長 中 島 弘 道